

# 第 6 回

# 石巻地域合併協議会

〔 開催日：平成15年11月13日(木) 〕  
〔 場 所：石巻ルネッサンス館 〕

石巻地域合併協議会事務局

## 第6回 石巻地域合併協議会 資料目次

### 報告事項

報告第 30 号	石巻地域合併協議会第2小委員会について・・・・・・・・・・	P 1
報告第 31 号	新市の名称応募状況について・・・・・・・・・・	P 4
報告第 32 号	合併準備補助金に係る要望活動について・・・・・・・・・・	P 6

### 協議事項

協議第13号の2	財産の取扱い（協定項目5）について・・・・・・・・・・	P 13
協議第18号の1	介護保険事業の取扱い（協定項目21）について・・・・・・・・・・	P 14
協議第19号の1	行政区の取扱い（協定項目23）について・・・・・・・・・・	P 15
協議第20号の1	生活保護事業の取扱い（協定項目25-15）について・・・・・・・・・・	P 16
協議第21号の1	新市まちづくり計画中間案について・・・・・・・・・・	P 17

### 提案事項

協議第 22 号	消防防災関係事業の取扱い（協定項目25-6）について・・・・・・・・・・	P 19
協議第 23 号	障害者福祉事業の取扱い（協定項目25-11）について・・・・・・・・・・	P 29
協議第 24 号	下水道事業の取扱い（協定項目25-25）について・・・・・・・・・・	P 41

### その他

・石巻地域合併協議会住民懇談会開催要領（案）及び日程について・・・・・・・・・・	P 69
・第7回 石巻地域合併協議会の日程について・・・・・・・・・・	P 71

## 第6回 石巻地域合併協議会 次第

日 時：平成15年11月13日(木)  
午前9時30分～  
場 所：石巻ルネッサンス館  
1階 マルチ交流ホール

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 議 事

#### (1) 報告事項

- 報告第 30 号 石巻地域合併協議会第2小委員会について
- 報告第 31 号 新市の名称応募状況について
- 報告第 32 号 合併準備補助金に係る要望活動について

#### (2) 協議事項

- 協議第13号の2 財産の取扱い(協定項目5)について
- 協議第18号の1 介護保険事業の取扱い(協定項目21)について
- 協議第19号の1 行政区の取扱い(協定項目23)について
- 協議第20号の1 生活保護事業の取扱い(協定項目25-15)について
- 協議第21号の1 新市まちづくり計画中間案について

#### (3) 提案事項

- 協議第 22 号 消防防災関係事業の取扱い(協定項目25-6)について
- 協議第 23 号 障害者福祉事業の取扱い(協定項目25-11)について
- 協議第 24 号 下水道事業の取扱い(協定項目25-25)について

#### (4) その他

- ・石巻地域合併協議会住民懇談会開催要領(案)及び日程について
- ・第7回 石巻地域合併協議会の日程について

### 5 そ の 他

### 6 閉 会

報告第30号

石巻地域合併協議会第2小委員会について

石巻地域合併協議会第2小委員会(第4回)の開催結果について、別紙のとおり報告する。

平成15年11月13日提出

石巻地域合併協議会  
会長 土井喜美夫

平成15年10月27日

石巻地域合併協議会  
会長 土井喜美夫 殿

石巻地域合併協議会第2小委員会  
委員長 武者賢三

石巻地域合併協議会第2小委員会（第4回）の報告について

石巻地域合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、別紙のとおりご報告いたします。

## 第4回石巻地域合併協議会第2小委員会 概要報告書

開催日時 平成15年10月24日(金) 午前11時05分から

開催場所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール

出席委員 20名

### 項目

#### 1 会議録署名委員の指名について

次のとおり指名した。

藤本 忠夫(雄勝町2号委員)

武山 松義(北上町4号委員)

#### 2 協議事項

##### (1) 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

・前回の会議において、「保留」または欠席していた委員(合計3名)の意見を聞いた。

その結果、「原則」を支持する委員が2名、「保留」とする委員が1名だった。

・すべての意見を尊重するうえでも、保留とする委員の意見が出揃った段階で協議すべきとの意見があり、次回への継続協議となる。

・次回は、各々の意見に対する理由づけを含め、国の財政面(交付金等)を調査したものを参考に協議を行う。

##### (2) 次回開催日程について

開催日 平成15年11月13日(木)協議会終了後

場所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール

次回は、議会関係の協議が終了した後、農業委員会関係の協議を行う旨の説明を事務局から受ける。併せて、第6回の小委員会の日程について、以下のとおり報告があった。

開催日 平成15年11月27日(木)午後1時~

場所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール

報告第 3 1 号

新市の名称応募状況について

新市の名称応募状況について，別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 1 月 1 3 日提出

石巻地域合併協議会  
会 長 土 井 喜 美 夫

## 新市の名称応募状況

1. 応募開始から平成15年11月6日(木)までの応募総数

1,728件

2. 平成15年10月30日(木)までの集計結果

(1) 応募総数

1,183件 (うち有効応募数 889件)  
(うち無効応募数 294件)

(2) 応募名称種類

303種類

(3) 応募手段

専用応募用紙, はがき, ホームページ等

(4) 市町別有効応募者数

石巻市	665件
河北町	60件
雄勝町	36件
河南町	46件
桃生町	31件
北上町	17件
牡鹿町	18件
構成市町以外	16件
計	889件

(5) 年齢別有効応募者数

19歳以下	111件
20歳~29歳	79件
30歳~39歳	74件
40歳~49歳	121件
50歳~59歳	165件
60歳~69歳	167件
70歳以上	172件
計	889件

報告第 3 2 号

合併準備補助金に係る要望活動について

合併準備補助金に係る要望活動について，別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 1 月 1 3 日提出

石巻地域合併協議会  
会 長 土 井 喜 美 夫

## 国の合併準備補助金に係る要望活動について

### 1. 要望者（宮城県内の10合併協議会会長の連名）

柴田町・村田町・大河原町合併協議会 会長 大河原町長  
矢本町・鳴瀬町合併協議会 会長 矢本町長  
登米地域合併協議会 会長 石越町長  
気仙沼市・本吉町・唐桑町合併協議会 会長 気仙沼市長  
小牛田町・涌谷町・南郷町合併協議会 会長 小牛田町長  
栗原地域合併協議会 会長 若柳町長  
大崎地方合併協議会 会長 古川市長  
亘理町・山元町合併協議会 会長 亘理町長  
石巻地域合併協議会 会長 石巻市長  
志津川町・歌津町合併協議会 会長 志津川町長

### 2. 要望先

宮城県知事，宮城県議会議長，宮城県市長会会長，宮城県町村会会長，総務大臣

### 3. 要望内容

（別紙要望書のとおり）

### 4. 要望日程

#### (1) 宮城県知事（知事不在のため柿崎副知事へ要請）

11月6日（木）午後3時～3時15分（県庁）

〔出席者〕各協議会会長又は副会長

#### (2) 宮城県議会議長

11月6日（木）午後2時40分～2時55分（県議会）

〔出席者〕各協議会会長又は副会長

#### (3) 宮城県町村会会長

11月6日（木）午後0時30分～（県町村会会長室）

〔出席者〕各協議会会長又は副会長

#### (4) 宮城県市長会会長（会長不在のため事務局へ要請）

11月6日（木）午後2時50分～（県庁）

〔出席者〕石巻地域合併協議会会長

#### (5) 総務大臣（総務省自治行政局合併推進課長へ要請）

11月10日（月）（総務省）

〔出席者〕登米地域合併協議会会長

### 5. 当協議会からの出席者

- ・会長 石巻市長
- ・副会長 河北町長

宮城県知事 浅野 史郎 殿

市町村合併推進体制整備費補助金に関する要請書

平成15年11月6日

柴田町・村田町・大河原町合併協議会  
矢本町・鳴瀬町合併協議会  
登米地域合併協議会  
気仙沼市・本吉町・唐桑町合併協議会  
小牛田町・涌谷町・南郷町合併協議会  
栗原地域合併協議会  
大崎地方合併協議会  
亘理町・山元町合併協議会  
石巻地域合併協議会  
志津川町・歌津町合併協議会

## 要旨

市町村合併特例法の期限である平成17年3月31日までの市町村の合併準備が円滑に進められるよう、法定合併協議会を構成する市町村に対する平成15年度合併準備補助金が、要望する市町村に満額交付されるよう、国に対し強力に要請していただきますよう特段の御高配をお願いいたします。

## 理由

少子高齢化社会に対応した高度で、多様な行政サービス水準の確保をはじめ、地方分権を生かした行政能力の向上、厳しい財政状況下での効率的・効果的な行政の展開が求められている中で、全国的に市町村合併の機運が高まり、各地で合併協議会が設立されており、各協議会において、現在、合併協議を重ねながら、電算の統合、例規の整備、新市あるいは新町の建設計画の策定など具体的な合併準備を進めているところであります。

しかしながら今般、総務省自治行政局合併推進課長より、市町村合併推進体制整備費補助金交付要綱の取扱いに関する通知があり、平成16年12月31日までに合併目標期日を定めている市町村（平成15年9月30日時点において、法定協議会等で合併期日を公表しているものに限り。）以外については、今年度合併準備補助金の交付見通しが立たない旨の連絡がありました。当該補助金を財源に見込んで進めてきた合併準備作業に、今後大きな支障をきたすことになりかねず、さらに今後の市町村合併の国の財政支援措置に対する不安、ひいては、真摯に取り組んでいる合併協議に水を差すことにもつながりかねない状況にあります。

つきましては、法定期限内の合併と、その準備が円滑に進められるよう、市町村合併推進体制整備費補助金要綱第3条第1項第2号に基づく市町村合併推進体制整備費補助金が法定協議会を構成する市町村の要望に基づき満額交付されるよう、国に対して強力に要請していただきますよう特段の御配慮をお願いいたします。

柴田町・村田町・大河原町合併協議会	会長 佐藤 卓郎
矢本町・鳴瀬町合併協議会	会長 大森 栄治郎
登米地域合併協議会	会長 稲辺 正
気仙沼市・本吉町・唐桑町合併協議会	会長 鈴木 昇
小牛田町・涌谷町・南郷町合併協議会	会長 佐々木 功悦
栗原地域合併協議会	会長 菅原 郁夫
大崎地方合併協議会	会長 佐々木 謙次
亘理町・山元町合併協議会	会長 齋藤 邦男
石巻地域合併協議会	会長 土井 喜美夫
志津川町・歌津町合併協議会	会長 佐藤 仁

宮城県知事  
浅野 史郎 様

# 要 望 書

合併準備補助金の交付について

宮城県市長会  
宮城県町村会

## 合併準備補助金の交付について

先般、国より、市町村合併推進体制整備費補助金のうち「合併準備補助金」について、平成15年度の交付対象を平成16年12月31日までに合併目標期日を定めている市町村で、かつ、平成15年9月30日時点において、法定協議会等でそれを公表しているものに限定する旨の通知がなされました。

これに伴い、市町村合併特例法の施行期限である平成17年3月を合併期日としている市町村などでは、平成15年度に予定していた当該補助金の交付が受けられず、合併準備作業に支障をきたすばかりか、国の財政支援措置全般に対する不信感を招き、合併協議そのものにも重大な影響を与えかねない状況となっております。

つきましては、県といたしましても、国に対して、今回対象外とされた市町村に対する追加交付の早期実現について、強く要請していただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

平成15年11月6日

宮城県市長会長

仙台市長 藤 井 黎

宮城県町村会長

鹿島台町長 鹿 野 文 永

協議第13号の2

財産の取扱い（協定項目5）について

財産の取扱いについて，協議を求める。

平成15年11月13日提出

石巻地域合併協議会  
会長 土井喜美夫

項目	財産の取扱い（協定項目5）
調整方針	1市6町の保有する財産及び債権債務は，すべて新市に引き継ぐものとする。

平成15年10月9日（確認・継続協議）

平成15年10月24日（確認・継続協議）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

協議第18号の1

介護保険事業の取扱い(協定項目21)について

介護保険事業の取扱いについて、協議を求める。

平成15年11月13日提出

石巻地域合併協議会

会長 土井喜美夫

項目	介護保険事業の取扱い(協定項目21)
調整方針	<p>介護保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 介護保険料については平成17年度までは、現行のとおり不均一賦課とし、第3期介護保険事業計画策定時に合わせて、平成18年度からは、統一する。なお、納期及び減免規定については合併時に統一する。</li><li>2 介護保険料の独自減免については、平成17年度までは実施するものとし、平成18年度以降については、新市において調整する。なお、利用者負担の独自減免については、新市においては実施しない。</li><li>3 介護保険事業財政調整基金は、合併時に全額持ち寄る。</li><li>4 介護保険運営(審議)協議会については、合併時に統一する。</li><li>5 在宅介護支援センターの運営については、基本的に基幹型は直営とし、地域型は法人に委託する。また、地域型の数及び委託料については、合併時まで調整する。</li><li>6 家族介護用品支給及び家族介護慰労金支給については、合併時に統一する。</li><li>7 介護保険要介護認定訪問調査(審査)事務については、要介護認定・要支援認定事務は現行のとおりとし、市内の認定調査は原則として直営とする。なお、市外施設等の認定調査は原則として委託とし、委託料については合併時に統一する。</li><li>8 介護認定審査会については、合併時まで調整する。</li><li>9 指定居宅介護支援事業、指定訪問介護事業及び指定通所介護事業については、新市においては、基本的には直営による事業運営は行わず、民間事業者の参入促進を図るとともに、地域の実情に応じて直営及び委託方式を併用する。</li><li>10 介護保険保健福祉事業については、平成17年度においては、現行どおり実施し、平成18年度以降については、次期介護保険事業計画の中で調整する。</li><li>11 介護保険事業計画については、次期事業計画から統一する。</li></ol>

平成15年10月24日 (確認・継続協議)

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

協議第 19 号の 1

行政区の取扱い（協定項目 23）について

行政区の取扱いについて，協議を求める。

平成 15 年 11 月 13 日提出

石巻地域合併協議会  
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	行政区の取扱い（協定項目 23）
調整方針	<p>行政区の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 行政区の区域については，現行のまま新市に引継ぐ。</li><li>2 行政区名については，現行のとおりとする。ただし，同一の名称を有する行政区については当該名称の前に旧町名等を付して区分し，また，数字で冠記している行政区名については合併時まで調整する。</li><li>3 行政区長・行政連絡区長・行政委員の取扱いについては，その職務内容等に相違があることから，当面現行のままとし，平成 19 年度から制度を統一する。</li></ol>

平成 15 年 10 月 24 日 （確認・継続協議）

平成 年 月 日 （確認・継続協議）

協議第 20 号の 1

生活保護事業の取扱い（協定項目 25-15）について

生活保護事業の取扱いについて，協議を求める。

平成 15 年 11 月 13 日提出

石巻地域合併協議会  
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	生活保護事業の取扱い（協定項目 25-15）
調整方針	福祉事務所が実施する事務事業につき，新市においても石巻市の例により実施する。

平成 15 年 10 月 24 日（確認・継続協議）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

協議第 2 1 号の 1

新市まちづくり計画中間案について

新市まちづくり計画中間案について、協議を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 1 3 日提出

石巻地域合併協議会  
会 長 土 井 喜 美 夫

平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日 ( 確 認 ・ 継 続 協 議 )

平 成 年 月 日 ( 確 認 ・ 継 続 協 議 )

協議第 2 2 号

消防防災関係事業の取扱い（協定項目 25-6）について

消防防災関係事業の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 1 月 1 3 日提出

石巻地域合併協議会  
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	消防防災関係事業の取扱い（協定項目 25-6）
調整方針	<p>消防防災関係事業の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 新市において防災会議を設置するとともに，速やかに地域防災計画を策定する。なお，計画が策定されるまでの間は，合併するそれぞれの市町の現行防災計画を準用する。</li><li>2 災害発生時においては，本庁に災害対策本部を設置し，現地に現地災害対策本部を置く。</li><li>3 防災行政無線は，当面，現行のとおりとし，新市において一体的な活用を図る。</li><li>4 自主防災組織及び自主防災組織への育成支援事業については，石巻市の例により実施する。</li></ol>

平成 年 月 日 （確認・継続協議）

## 石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-6	協定項目の名称	消防防災関係事業の取扱い
調整方針	消防防災関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。 1 新市において防災会議を設置するとともに、速やかに地域防災計画を策定する。なお、計画が策定されるまでの間は、合併するそれぞれの市町の現行防災計画を準用する。 2 災害発生時においては、本庁に災害対策本部を設置し、現地に現地災害対策本部を置く。 3 防災行政無線は、当面、現行のとおりとし、新市において一体的な活用を図る。 4 自主防災組織及び自主防災組織への育成支援事業については、石巻市の例により実施する。		

項 目	現			
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
1 防災会議	石巻市防災会議条例 (昭和38年1月26日)  委員定数:50人以内 関係地方行政機関の職員 宮城県知事の内部職員 市を管轄する警察署の署長又は職員 市の内部職員 教育長 広域行政事務組合事務局長 消防長及び消防団長 水道企業団事務局長 指定する関係公共機関又は地方公共機関の職員	河北町防災会議条例 (昭和38年4月1日)  委員定数:24人 関係地方行政機関の職員 2人 宮城県知事の内部職員 7人 宮城県警察の警察官 1人 町の内部職員 10人 教育長 消防団長 指定する関係公共機関又は地方公共機関の職員 2人	雄勝町防災会議条例 (昭和38年1月1日)  委員定数:25人以内 関係地方行政機関の職員 2人 宮城県知事の内部職員 9人 宮城県警察の警察官 1人 町の内部職員 7人 教育長 消防長及び消防団長 指定する関係公共機関又は地方公共機関の職員 2人	河南町防災会議条例 (昭和38年1月1日)  委員定数:24人 関係地方行政機関の職員 2人 宮城県知事の内部職員 7人 宮城県警察の警察官 1人 町の内部職員 9人 教育長 消防長及び消防団長 指定する関係公共機関又は地方公共機関の職員 2人
2 地域防災計画				
・一般災害対策編	策定済	策定済	策定済	策定済
最新改定年月日	平成14年4月1日	平成2年3月31日	平成15年3月31日	平成12年4月1日
・震災対策編	策定済	一般災害対策編に含む	策定済	策定済
最新改定年月日	平成14年4月1日	—————	平成15年3月31日	平成12年4月1日
・原子力災害対策編	策定済	—————	策定済	—————
最新改定年月日	平成14年5月1日	—————	昭和58年10月1日	—————
・資料編	策定済	策定済	策定済	策定済
最新改定年月日	平成14年4月1日	平成2年3月31日	平成15年3月31日	平成12年4月1日
3 災害対策本部	石巻市災害対策本部条例 (昭和38年4月4日)	河北町災害対策本部条例 (昭和38年4月1日)	雄勝町災害対策本部条例 (昭和39年1月1日)	河南町災害対策本部条例 (昭和38年1月1日)

# 協議事項調整内容総括表

専門部会名	総務部会	分科会名	消防防災分科会

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
桃生町防災会議条例 (昭和38年4月1日)  委員定数: 28人 関係地方行政機関の職員 3人 宮城県知事の内部職員 7人 宮城県警察の警察官 1人 町の内部職員 9人 教育長 消防長及び消防団長指定する関係公共機関又は地方公共機関の職員 5人	北上町防災会議条例 (昭和38年1月7日)  委員定数: 32人 関係地方行政機関の職員 3人 宮城県知事の内部職員 8人 宮城県警察の警察官 1人 町の内部職員 11人 教育長 消防長及び消防団長指定する関係公共機関又は地方公共機関の職員 2人 その他公共的団体の職員 4人	牡鹿町防災会議条例 (昭和37年12月28日)  委員定数: 32人 関係地方行政機関の職員 2人 宮城県知事の内部職員 9人 宮城県警察の警察官 1人 町の内部職員 14人 教育長 消防長及び消防団長指定する関係公共機関又は地方公共機関の職員 3人	災害対策基本法の規定に基づき、新市において設置する。 委員構成は、石巻市の例によるものとし、定数については、60人以内とする。
策定済	策定済	策定済	
平成15年3月31日	平成12年3月31日	平成13年3月31日	新市において速やかに策定する。 なお、計画が策定されるまでの間は、合併するそれぞれの市町の現行計画を準用する。
策定済	策定済	策定済	
平成15年3月31日	平成12年3月31日	平成13年3月31日	
—————	—————	策定済	
—————	—————	平成14年3月31日	
策定済	策定済	策定済	
平成15年3月31日	平成12年3月31日	平成13年3月31日	
桃生町災害対策本部条例 (昭和38年3月5日)	北上町災害対策本部条例 (昭和38年3月25日)	牡鹿町災害対策本部条例 (昭和37年12月28日)	

## 石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25-6	協定項目の名称	消防防災関係事業の取扱い		
項 目	現				
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町	
4 水防協議会	設置なし (防災会議において対応)	河北町水防協議会条例 (昭和61年3月19日)	該当なし	河南町水防協議会条例 (昭和62年9月11日)	
5 水防計画	地域防災計画資料編の 水防計画による	地域防災計画資料編の 水防計画による	該当なし	地域防災計画資料編の 水防計画による	
6 原子力防災	石巻市地域防災計画 の原子力災害対策編に よる	河北町地域防災計画 の原子力災害予防計画 による	雄勝町地域防災計画 の原子力災害対策編に よる	該当なし	
7 避難所	石巻市地域防災計画 による	河北町地域防災計画 による	雄勝町地域防災計画 による	河南町地域防災計画 による	
8 防災行政無線	(移動系) ・ 基地局 1局 ・ 移動局 75局 (固定系) ・ 基地局 1局 ・ 固定局 168局 ・ 戸別受信機の 貸与状況 368局	(移動系) ・ 基地局 1局 ・ 移動局 32局 (固定系) ・ 基地局 1局 ・ 固定局 7局 ・ 戸別受信機の 貸与状況 3,600局 (全戸設置)	(移動系) ・ 基地局 1局 ・ 移動局 15局 (固定系) ・ 基地局 1局 ・ 固定局 33局 ・ 戸別受信機の 貸与状況 2,000局 (全戸設置)	(移動系) ・ 基地局 1局 ・ 移動局 36局 (固定系) ・ 基地局 1局 ・ 固定局 81局 ・ 戸別受信機の 貸与状況 70局	
9 自主防災組織	町内会又は区単位 76団体	該当なし	該当なし	該当なし	
10 自主防災 組織育成 支援事業 (補助金)	町内会又は区を単位 補助対象及び補助額 ・ 防災資機材購入 100世帯未満 10万円 100世帯以上 400世帯未満 12万円 400世帯以上 700世帯未満 13万円 700世帯以上 15万円 ・ 防災訓練 予算の範囲以内で交付	該当なし	該当なし	該当なし	

## 協議事項調整内容総括表

専門部会名	総務部会	分科会名	消防防災分科会
況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
桃生町水防協議会条例 (昭和61年3月12日)	設置なし (防災会議において対応)	該当なし	水防法の改正により水防協議会の設置が任意であることから、防災会議で規定している石巻市及び北上町の例による。
地域防災計画の水防計画による	地域防災計画資料編の水防計画による	該当なし	新市において速やかに策定する。 なお、計画が策定されるまでの間は、合併するそれぞれの市町の現行計画を準用する。
桃生町地域防災計画の風水害等災害対策編 原子力災害予防対策による	該当なし	牡鹿町地域防災計画の原子力災害対策編による	
桃生町地域防災計画による	北上町地域防災計画による	牡鹿町地域防災計画による	新市の防災計画において設置することになるが、原則、現行のとおりとする。
(移動系) ・ 基地局 1局 ・ 移動局 17局 (固定系) ・ 基地局 1局 ・ 固定局 38局 ・ 戸別受信機の 貸与状況 100局 (難聴地域等)	(移動系) ・ 基地局 1局 ・ 移動局 18局 (固定系) ・ 基地局 1局 ・ 固定局 15局 ・ 戸別受信機の 貸与状況 1,200局 (全戸設置)	(移動系) ・ 基地局 1局 ・ 移動局 12局 (固定系) ・ 基地局 1局 ・ 固定局 43局 ・ 戸別受信機の 貸与状況 1,212局 (平成15年度中全戸設置)	当面、現行のとおりとし、新市において一体的な活用を図る。
該当なし	該当なし	該当なし	住民の災害に対する互助精神の向上を図るうえで必要な組織であることから、新市においても石巻市の例により結成に努める。
該当なし	該当なし	該当なし	自主防災組織を運営するうえで必要なため、石巻市の例により実施する。

## 消防防災関係事業の取扱いについて

### 1 提案理由

消防防災関係事業については、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、新市における防災体制等について調整する必要があります。

#### ( 1 ) 防災会議等

新市の防災会議は、災害対策基本法に基づきすみやかに設置し、大規模災害時に対応した地域防災計画（水防計画及び原子力防災等を含む。）を策定するものとし、

なお、計画策定にある程度の時間を要することから、策定されるまでの間については、合併するそれぞれの市町の現行防災計画を準用し、災害等に対応しようとするものです。

#### ( 2 ) 災害対策本部等

災害発生時には、本庁に災害対策本部を設置し、現地については、早急な情報収集及び対策を講じるために、現地災害対策本部を設置するとするものです。

#### ( 3 ) 防災行政無線

現行の防災行政無線は、1市6町で機種が異なります。財政面を考慮した場合、早急な統一化は困難と思われるため、当面、現行のとおり新市に引き継ぎ、一体的な活用を図ることとするものです。

#### ( 4 ) 自主防災組織等

現在、自主防災組織を結成しているのは、石巻市だけですが、住民の防災意識及び互助精神の向上を図るため、新市においても引き続き結成に努めるものとし、育成支援事業（補助金）についても現行の石巻市の例により実施するものです。

## 2 消防防災関係事業の取扱いに関する法令（抜粋）

### 災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）

#### （市町村の責務）

第 5 条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

#### 2～3 省略

#### （市町村防災会議）

第 16 条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第 1 項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととするとき（第 2 項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、都道府県知事に協議しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による協議に際しては、当該都道府県防災会議の意見を聴かななければならない。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第 2 項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約）で定める。

#### （関係行政機関等に対する協力要求）

第 21 条 都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

#### （市町村地域防災計画）

第 42 条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

（1）当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

（2）当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び

訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

(3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

(4) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

3 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見をきかなければならない。

4 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。

5 第21条の規定は、市町村長が第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

## 水防法（昭和24年6月4日法律第193号）

（指定水防管理団体）

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（水防の機関）

第5条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

（水防計画）

第25条 指定管理団体の水防管理者は、水防協議会を置く指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を置かず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を置く市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議にはかつて、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、都道府県知事に協議しなければならない。

（水防協議会）

第26条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長1人及び委員25人以内で組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもって充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

### 3 先進事例

#### 【香川県東かがわ市（平成 15 年 4 月 1 日合併）】

地域防災計画については，新市において速やかに策定する。

#### 【香川県さぬき市（平成 14 年 4 月 1 日合併）】

- (1) 防災会議については，合併時に新たに設置し，新市において地域防災計画を策定する。
- (2) 水防協議会については，合併時に新たに設置し，新市において水防計画を策定する。

#### 【兵庫県篠山市（平成 11 年 4 月 1 日合併）】

- (1) 防災会議については，合併時に新たに設置し新市において地域防災計画を作成する。
- (2) 水防協議会については，合併時に新たに設置し新市において水防計画を作成する。
- (3) 災害発生時の応急対策については，合併時に調整する。

#### 【岡山県邑久郡合併協議会】

- (1) 防災会議及び水防協議会については，合併時に新たに設置し，新市において地域防災計画及び水防計画を策定する。
- (2) 防災行政無線の同報無線は，新市において調整する。また，移動無線は合併時に統一する。
- (3) その他の防災関係事業は，新市において調整する。

#### 【広島県庄原市，比婆郡 4 町，総領町合併協議会】

- (1) 新市において防災会議を設置するとともに，すみやかに地域防災計画を策定する。
- (2) 災害発生時においては，本所に災害対策本部を設置し，支所に現地対策本部を置くものとする。
- (3) 新市に水防協議会を設置するとともに，すみやかに水防計画を策定する。
- (4) 1 市 5 町に共通する応援協定は，新市に引継ぎ，一部の市町のみ応援協定は，新市に引継ぐ方向で調整する。
- (5) 防災行政無線，オフトーク通信については，当面，現行のとおりとし，新市において一体的な活用を図る。

協議第 2 3 号

障害者福祉事業の取扱い（協定項目 25-11 ） について

障害者福祉事業の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 1 月 1 3 日提出

石巻地域合併協議会  
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	障害者福祉事業の取扱い（協定項目 25-11 ）
調整方針	<p>障害者福祉事業については，国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとし，個別調整方針については，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 障害者基本計画については，新市において新たに計画を策定する。</li><li>2. 障害者団体については，合併後，速やかに統合できるよう調整に努める。</li><li>3. 重度身体障害者居宅整備事業については，国の助成基準を基本に合併時に統一する。</li><li>4. 障害者スポーツ大会については，新市において大会を一本化することとし，新市において調整する。</li><li>5. 在宅障害者社会活動等支援事業については，新市においても石巻市の例により継続して実施する。なお，視覚障害者介添人派遣事業については，支援費で実施することで調整する。また，声の市報の実施方法については，合併時まで調整する。</li><li>6. 福祉タクシー(障害者)利用助成事業及び自動車燃料費給付事業については，新市において，タクシー券と燃料券の選択ができる制度に統一することとし，対象者及び助成内容については，合併時まで調整する。</li><li>7. 障害者小規模作業所，精神障害者小規模作業所及び障害児拠点療育事業については，新市においても継続して実施する。</li></ol>

平成 年 月 日（確認・継続協議）

## 石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-11	協定項目の名称	障害者福祉事業の取扱いについて
調 整 方 針	<p>障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとし、個別調整方針については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障害者基本計画については、新市において新たに計画を策定する。</li> <li>2. 障害者団体については、合併後、速やかに統合できるよう調整に努める。</li> <li>3. 重度身体障害者居宅整備事業については、国の助成基準を基本に合併時に統一する。</li> <li>4. 障害者スポーツ大会については、新市において大会を一本化することとし、新市において調整する。</li> <li>5. 在宅障害者社会活動等支援事業については、新市においても石巻市の例により継続して実施する。</li> </ol> <p>なお、視覚障害者介添人派遣事業については、支援費で実施することで調整する。また、声の市報の実施方法については、合併時まで調整する。</p>		

項 目	現				
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町	
(1)障害者基本計画に関すること	石巻市単独の計画を策定(平成11年度～平成20年度)	宮城県において「石巻圏域障害者広域計画チャレンジプラン」を策定(平成12年度～平成17年度)	同左	同左	
(2)身体障害者福祉協会に関すること	協会名	石巻市身体障害者福祉協会	河北町身体障害者福祉協会	雄勝町身体障害者福祉協会	河南町身体障害者福祉協会
	事務局	団体	社会福祉協議会	社会福祉協議会	社会福祉協議会
	補助金	平成15年度 50,000円	平成15年度130,000円	なし	平成15年度151,000円
	会費	500円	700円	1,000円	1,000円
	会員	約200名	366名	100名	551名
活動内容	各種身体障害者等の大会へ参加、家族慰安旅行、各種講演会等の開催	各種身体障害者等の大会へ参加等	各種身体障害者等の大会へ参加等	各種身体障害者等の大会へ参加等	
(3)市・町手をつなぐ親の会に関すること	事務局	団体	社会福祉協議会	団体	団体
	補助金	なし	平成15年度 90,000円	なし	なし
	事務内容	障害者団体への指導育成(側面支援)	特になし	特になし	特になし
(4)重度身体障害者居宅整備事業に関すること	事業概要	重度身体障害者等が居住する住宅の居室内の段差解消などバリアフリーに要する改修費を助成 【対象者】 下肢体幹又は乳幼児以前の非進行性脳病変による運動機能障害を有する身体障害者(1～3級)	同左 【対象者】 肢体不自由 1・2級 療育手帳 A	同左 【対象者】 下肢体幹又は乳幼児以前の非進行性脳病変による運動機能障害を有する身体障害者(1～3級)	同左 【対象者】 身体障害者手帳1・2級 療育手帳 A・B
	上限額	200,000円	500,000円 (工事費用の9割相当額)	200,000円	500,000円 (工事費用の8割相当額)
	H14年度実績	4件	0件	0件	3件
(5)障害者スポーツ大会に関すること	石巻市身体障害者福祉協会が主催 運営の援助及び賞品代の支出、市庁用バスの貸与等を行っている。	桃生牡鹿地方身障スポーツ大会に参加(事務局は社会福祉協議会)	桃生牡鹿地方身障スポーツ大会に参加(事務局は社会福祉協議会)	桃生牡鹿地方身障スポーツ大会に参加(事務局は社会福祉協議会)	

## 協議事項調整内容総括表

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会
<p>6. 福祉タクシー(障害者)利用助成事業及び自動車燃料費給付事業については、新市において、タクシー券と燃料券の選択ができる制度に統一することとし、対象者及び助成内容については、合併時まで調整する。</p> <p>7. 障害者小規模作業所、精神障害者小規模作業所及び障害児拠点療育事業については、新市においても継続して実施する。</p>			

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
同左	同左	同左	新市において、新たに計画を策定する。
桃生町身体障害者福祉協会 社会福祉協議会 平成15年度135,000円 1,000円 124名 各種身体障害者等の大会へ参加等	北上町身体障害者福祉協会 社会福祉協議会 平成15年度 50,000円 1,000円 135名 各種身体障害者等の大会へ参加等	牡鹿町身体障害者福祉協会 社会福祉協議会 平成15年度 47,000円 1,000円 109名 各種身体障害者等の大会へ参加等	合併後、速やかに統合できるよう調整に努める。
社会福祉協議会 なし 特になし	団体 なし 特になし	団体 なし 特になし	合併後、速やかに統合できるよう調整に努める。
同左 【対象者】 重度身体障害者、介護保険の要介護認定で自立と認定された65歳以上の者等  高齢者のバリアフリー改修助成も兼ねている	同左 【対象者】 身体障害者手帳1・2級療育手帳 A・B	同左 【対象者】 重度身体障害者、要援護高齢者	国の助成基準を基本に合併時に統一する。
350,000円 (工事費用の9割相当額) 0件	200,000円(50,000円以上で且つ工事費用の9割相当額) 2件	500,000円 (工事費用の8割相当額) 0件	
桃生牡鹿地方身障スポーツ大会に参加(事務局は社会福祉協議会)	桃生牡鹿地方身障スポーツ大会に参加(事務局は社会福祉協議会)	桃生牡鹿地方身障スポーツ大会に参加(事務局は社会福祉協議会) 町の庁用バスの貸与等を行っている。	新市において大会を一本化することとし、新市において調整する。

## 石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-11	協定項目の名称	障害者福祉事業の取扱いについて
---------	-------	---------	-----------------

項 目	現		
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町
(6)在宅障害者社会活動等支援事業に関する事	<p><b>手話通訳者設置事業</b> 1名配置:相談業務や手話講座等の開催</p> <p><b>視覚障害者介添人派遣事業</b> 重度の視覚障害者で、外出等社会生活を営む上で介添をする者がいない等の支障がある場合に介添人を派遣 【対象者】 視覚障害者1級,2級 【介添人の登録】 心身ともに健全で視覚障害者の福祉に関し、理解と熱意のある者を介添人として登録 【派遣時間】 午前9時から午後5時 【運営委託】 石巻市社会福祉協議会へ委託 【介添手当】 2時間まで1,000円,1時間超過 500円加算(交通費は障害者負担) 支援事業者ではないため、単独事業として実施</p> <p><b>「声の市報」配布事業</b> 重度の視覚障害者に対し、毎月の市報内容を音声としてテープに録音、配布(FM石巻に委託) 【対象者】 視覚障害者で、身体障害者手帳1級及び2級所持者 【給付及び貸与用具】 視覚障害者用カセットテープレコーダー(給付) 録音「声の市報」テープ(貸与)</p> <p><b>身体障害者自動車運転免許取得事業</b> 自動車運転免許取得助成金:限度額一人 100,000円(見込人数3人)</p> <p><b>身体障害者自動車改造費事業</b> 重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車改造に要する経費を助成 【対象者】 手帳所持の重度の下肢又は体幹機能障害で、就労等に伴い自らが所有するもので、自動車の走行装置及び駆動装置を改造する必要があるもの(所得制限有) 【助成額】 1件あたり 10万円を限度(見込人数 3人)</p> <p><b>IT講習事業</b> 情報技術講習を実施(平成14年度参加者16名)</p>	該当なし	該当なし

## 協議事項調整内容総括表

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会
-------	--------	------	--------------

況				調整の具体的内容
河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	
<p>該当なし 該当なし 「声の町報」配布事業 重度の視覚障害者に対し、毎月の市報内容を音声としてテープに録音、配布(グループ「まいまい」が声の広報を行っている) 該当なし 該当なし 該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし 該当なし 「声の町報」配布事業 重度の視覚障害者に対し、毎月の市報内容を音声としてテープに録音、配布(朗読ボランティア「G・ミンキー」が自主的に)実施している) 該当なし 該当なし 該当なし</p>	<p>新市においても石巻市の例により継続して実施する。なお、視覚障害者介添人派遣事業については、支援費で実施することで調整する。また、声の市報の実施方法については、合併時まで調整する。</p>

## 石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25-11	協定項目の名称	障害者福祉事業の取扱いについて
---------	-------	---------	-----------------

項目	現				
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	
(7)福祉タクシー(障害者)利用助成事業に関すること	概要	タクシー - 利用料金の一部助成(自動車燃料費との選択)	タクシー - 利用料金の一部助成(自動車燃料費との選択)	タクシー - 利用料金の一部助成	タクシー - 利用料金の一部助成(自動車燃料費との選択)
	助成対象者数	2,070人 身体障害者1～2級, 3・4級は在宅酸素療法者又は車いす常用者, 療育手帳A所持者(重度身障者医療費助成で定める所得制限と同額の所得制限あり) 身体障害者 1級1,131人 2級588人 3・4級60人 知的障害者 A291人	409人 身体障害者1～3級、精神障害者1・2級、療育手帳A・Bで河北町内在住者 身体障害者 1級145人 2級93人 3級93人 知的障害者 A37人 B30人 精神障害者 1級5人 2級 6人	220名 身体障害者1～3級、療育手帳A・B 身体障害者1級75人 2級47人 3級50人 知的障害者 A31人 B17人	534人 身体障害者1～3級、精神障害者1・2級、療育手帳A・B 身体障害者1級167人 2級128人 3級127人 知的障害者 A52人 B36人 精神障害者 1級11人 2級13人
	助成内容	小型タクシー初乗り料金相当額助成月4枚	小型タクシー初乗り料金相当額助成月4枚	小型タクシー初乗り料金相当額助成月4枚	小型タクシー初乗り料金相当額助成月4枚(人工透析通院者は月8枚)
	交付者数(H14年度)(交付者/対象者%)	902人 (43.6%) 身障1級530人 2級276人 3・4級49人 知的A47人	94人(23.0%) 身障1級31人 2級29人 3級20人 知的A5人 B6人 精神1級0人 2級3人	54人(24.5%) 身障1級25人・2級9人 3級16人 知的A3人 B1人	228人 (42.6%) 身障1級87人 2級61人 3級57人 知的A8人 B8人 精神1級4人 2級3人
	利用率	交付枚数 40,332枚 利用枚数 30,878枚 利用率 76.6% 平成14年度実績 18,526,780円	交付枚数 4,828枚 利用枚数 3,560枚 利用率 73.7% 平成14年度実績 2,124,060円	交付枚数 2,400枚 利用枚数 1,259枚 利用率 52.4% 平成14年度実績 753,690円	交付枚数 11,164枚 利用枚数 5,604枚 利用率50.2% 平成14年度実績 3,347,740円
(8)自動車燃料費給付事業に関すること	概要	自動車燃料費の一部助成(タクシー - 利用料金との選択)	自動車燃料費の一部助成(タクシー - 利用料金との選択)	該当なし	自動車燃料費の一部助成(タクシー - 利用料金との選択)
	助成対象者	2,070人(福祉タクシー対象者と同様)	409人(福祉タクシー対象者と同様)		534人(福祉タクシー対象者と同様)
	助成内容	本人運転月2,000円, 家族運転月1,000円(燃料券で交付)	月2,000円(現金給付 - 振込)		月2,000円(現金給付 - 振込)
	交付者数(H14年度)(交付者/対象者%)	579人 (27.9%) 1級本人166人 家族160人 2級本人66人 家族88人 3・4級本人10人 家族12人 知的A78人	115人 (28.1%)		179人 (33.5%) 1級73人 2級42人 3級40人 知的A 9人 B 8名 精神1級3名 2級4名
利用率	交付枚数 6,639枚 利用枚数 6,146枚 利用率 92.6% 平成14年度実績 9,663,000円	平成14年度実績 2,536,000円		平成14年度実績 3,364,000円	

## 協議事項調整内容総括表

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会
-------	--------	------	--------------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
タクシ - 利用料金の一部助成  189人 身体障害者1～2級,療育手帳A・B,精神障害者手帳1・2級 身体障害者 1・2級136人 知的障害者 A・B38人 精神障害者 1・2級 15名	タクシ - 利用料金の一部助成  190人 身体障害者1～3級 97人,療育手帳A・B 30人,精神障害者手帳 1人,精神を事由とする障害者年金を受給するもの,精神に伴う通院医療費の助成を受けている者62人	タクシ - 利用料金の一部助成(自動車燃料費との選択)  194人 身体障害者1～4級(4級は,車椅子常時利用者が在宅酸素療法実施者に限る)療育手帳A・B所持者,精神障害者手帳 身体障害者 1級73人 2級33人 3級42人 知的障害者 A 35人 精神障害者 1級 4人 2級 2人 3級 5人	新市において,タクシー券と燃料券の選択ができる制度に統一することとし,対象者及び助成内容については,合併時までに調整する。
小型タクシー初乗り料金相当額助成月4枚	小型タクシー初乗り料金相当額助成月4枚	小型タクシー初乗り料金相当額助成月4枚	
107人(56.6%) 身障74人 知的27人 精神6人	20人(10.5%) 1級9人 2級2人 3級8人,精神3級1人	47人(24.2%) 身障1級21人 2級3人 3級 15人 知的A 3人 精神2級 3人 3級2人	
交付枚数 5,136枚 利用枚数 1,960枚 利用率 38.20% 平成14年度実績 1,161,660円	交付枚数 840枚 利用枚数 333枚 利用率 39.6% 平成14年度実績 199,800円	交付枚数 2,148枚 利用枚数 1,512枚 利用率 70.4% 平成14年度実績 907,470円	
該当なし	該当なし	自動車燃料費の一部助成(タクシー - 利用料金との選択)	
		194人(福祉タクシー対象者と同様)	
		月2,000円(燃料券で交付)	
		39人(20.1%) 1級17人 2級11人 3・4級11人 知的A 2人 精神1級1名 3級2名	
		交付枚数 490枚 利用枚数 474枚 利用率 96.7% 平成14年度実績 948,000円	

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25-11	協定項目の名称	障害者福祉事業の取扱いについて
---------	-------	---------	-----------------

項目	現		
	石巻市	河北町	雄勝町
(9) 障害者小規模作業所に関する事	<p>名称 石巻市福祉作業所・みどり園            入所定員30名(利用実人員 30人)            対象 15歳以上の在宅知的障害者            授産科目 電気部品組み立て、ごみ袋製造            管理運営 石巻市社会福祉協議会に委託            職員配置 園長1名、指導員3名、嘱託医1名            みどり園管理費            予算額 24,893,000円            県補助 2,700,000円</p>	<p>名称 河北町福祉作業所かしわホーム            入所定員 10名            対象 15歳以上の心身障害者            授産科目 ウェス加工、銅線販売            管理運営 河北町社会福祉協議会に委託            職員配置 所長1名、事務長1名、指導員2名            かしわホーム管理費            予算額 8,535,000円            県補助 1,890,000円            利用実人員 9人</p>	<p>名称 雄勝町はまなす作業所            入所定員 20名            対象 15歳以上の心身障害者            授産科目 ホタテの耳吊り作業・稚貝キ・ホルダ・製造等            管理主体 雄勝町手をつなぐ親の会並びにちどり会            職員配置 所長1名、指導員1名            雄勝町はまなす作業所            予算額 3,175,000円            県補助 1,296,000円            利用実人員 12人</p>
(10)精神障害者小規模作業所に関する事	<p>名称:小規模作業所「石巻悠々の里コスモス」            定員20名 通所者18名            運営主体:石巻市精神障害者家族会(さくら会)            支援内容:            ・運営費補助(平成15年度予算4,500,000円)            ・通所者の交通費助成(公共交通機関を利用した際の費用の1/2を助成)            ・コスモスまつりを開催する際の実行委員会事務局として側面から開催の支援            ・指導員との打ち合わせ会            ・レクリエーション・生活・就労等の相談会の実施            ・運営委員会への参加等</p>	該当なし	該当なし
(11)障害児拠点療育事業に関する事	<p>心身に障害を有する児童及びその養育者に対して、心身障害児通園施設「かもめ学園」を拠点として、各種療育教室を開催、障害児の早期療育を行い、将来の自立の基礎とする。</p> <p>【内容】            1. 言葉の教室            2. 機能訓練教室            3. 音楽療法教室            4. 乗馬療法教室            5. 療育講演会</p>	該当なし	該当なし

## 協議事項調整内容総括表

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会
-------	--------	------	--------------

況				調整の具体的内容
河 南 町	桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
該当なし	名称 桃生町障害者通 所作業所 入所定員 12名 対 象 18歳以上の身 体・知的・その他の障害 管理運営 通所作業所 運営委員会 職員配置 指導員2名、 ホランティア  予 算 額 4,363,000円 県 補 助 1,890,000円 利用実人員 10人	該当なし	本町には小規模作業所 はないが知的障害者授 産施設(分場)におい て、現在、知的障害者8 名、精神障害者2名の 方が、パンづくり・塩つ くりを行なっている。	新市においても継続して実施 する。
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	新市においても継続して実施 する。
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	新市においても継続して実施 する。

## 障害者福祉事業の取扱いについて

## 1. 提案の理由

平成15年4月から障害者福祉の一部のサービスが市町で決定する「措置制度」から利用者の自己決定を尊重した「支援費制度」へと変更となり、国の制度に準じたサービスを提供しています。

支援費制度以外のサービスや各種手当、利用助成制度については、国等の制度に基づいて実施している事業のほか、各市町の独自の制度もあり、障害者の社会参加にかかる事業においても相違があります。

新市においても障害者が自分の住み慣れた地域で可能なかぎり自立した生活を営むことができ、また、積極的に社会参加できるまちづくりが必要と思われます。

このため、国等の制度に基づく事業については継続して実施することとし、社会参加にかかる事業及び独自制度については、従来の実績を踏まえながら、域内全体の均衡が保たれるよう再編や統合を図ることを調整方針とします。

## 2. 留意点(合併協議会の運営の手引きより抜粋)

障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、障害者の社会参加にかかる事業等は統合又は再編し充実に努めることが適当である。

独自制度の内容に差異があるものは高い水準に統一することが多い。一の団体で行っている事業については、従来の実績を尊重し、域内全体の均衡が保たれ、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整することが適当である。

## 3. 1市6町の障害者数

(h15.3末)

	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	計
1級	1,108	135	75	167	87	42	73	1,687
2級	581	107	47	128	68	27	33	991
3級	661	85	50	127	54	25	42	1,044
4級	597	84	44	144	65	38	38	1,010
5級	261	54	26	76	26	15	18	476
6級	142	38	22	51	16	8	13	290
身計	3,350	503	264	693	316	155	217	5,498
療A	291	37	31	51	33	18	38	499
療B	248	30	17	35	29	8	31	398
療計	539	67	48	86	62	26	69	897
精1級	63	5	4	11	13		4	100
精2級	62	6	4	13	6		2	93
精3級	19	2			6	1	5	33
精計	144	13	8	24	25	1	11	226

#### 4. 支援費制度の対象となったサービス

##### ・居宅生活支援(在宅で利用するサービス)

身体障害者	知的障害者	障害児
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障害者ホームヘルプサービス</li> <li>● 身体障害者デイサービス</li> <li>● 身体障害者短期入所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 知的障害者ホームヘルプサービス</li> <li>● 知的障害者デイサービス</li> <li>● 知的障害者短期入所</li> <li>● 知的障害者グループホーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童ホームヘルプサービス</li> <li>● 児童デイサービス</li> <li>● 児童短期入所</li> </ul>

##### ・施設訓練等支援(施設に入所又は通所して利用するサービス)

身体障害者	知的障害者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障害者更生施設</li> <li>● 身体障害者療護施設</li> <li>● 身体障害者授産施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 知的障害者更生施設</li> <li>● 知的障害者授産施設</li> <li>● 知的障害者通勤寮</li> <li>● 心身障害者福祉協会が設置する福祉施設</li> </ul>

#### 5. 国等の同一の制度で実施している主な事業

身体障害者	知的障害者	精神障害者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 更生医療の給付</li> <li>● 更生訓練費給付</li> <li>● 特別障害者手当</li> <li>● 心身障害者扶養共済制度</li> <li>● 重度身体障害者(児)日常生活用具給付</li> <li>● 進行性筋萎縮症者療養等給付</li> <li>● 各種減免(税金・有料道路等)</li> <li>● 身体障害者補装具の交付及び修理</li> <li>● 身体障害者手帳申請交付</li> <li>● 身体障害者入浴サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害児福祉手当</li> <li>● 知的障害者職親委託</li> <li>● 療育手帳事務</li> <li>● 特別障害者手当</li> <li>● 心身障害者扶養共済制度</li> <li>● 各種減免(税金・有料道路等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 精神障害者通院医療費公費負担</li> <li>● 精神障害者保健福祉手帳事務</li> <li>● 精神障害者ショートステイ</li> <li>● 精神障害者居宅生活支援</li> <li>● 精神障害者地域生活援助</li> <li>● 特別障害者手当</li> <li>● 各種減免(税金・有料道路等)</li> </ul>

## 6. 他市先進事例

### 東かがわ市(H15.4.1 合併)

国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整する。  
国又は県等が定める制度で、各町が独自にその制度の充実を図っている事業については、現行のとおり新市に引き継ぐことを基本に調整する。

### さいたま市(H13.5.1 合併)

障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。

障害者の社会参加にかかる事業等は、統合又は再編し充実に努めるものとする。

### 川薩地区法定合併協議会

障害者福祉事業については、国等の制度に基づき実施している事業は、引き続き推進するとともに、障害者の自立と社会参加にかかる事業等は、統合又は再編し充実に努めるものとする。

個別調整方針案については、次のとおりとする。

- 1 現行のまま新市へ引き継ぐ。
  - 障害児育成会補助                      身体障害者・知的障害者相談
  - 成年後見制度利用支援事業
- 2 川内市の例により合併時まで調整し、新市と同時に施行する。
  - 障害者保健指導                      手話奉仕員派遣
  - 手話奉仕員養成事業                      身体障害者自動車運転免許取得費助成
  - 身体障害者用自動車改造費助成      点字、声の広報等発行事業
  - 障害児デイサービス事業              朗読奉仕員養成事業
- 3 合併時に、新たに制度等を制定する。
  - 福祉巡回バス運行事業              福祉タクシー助成事業
- 4 新市に移行後、速やかに調整する。
  - 障害者団体の育成
- 5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
  - 身体障害者スポーツ大会              心身障害者ふれあいの集い

協議第 2 4 号

下水道事業の取扱い（協定項目 25-25） について

下水道事業の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 1 月 1 3 日提出

石巻地域合併協議会  
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	下水道事業の取扱い（協定項目 25-25）
調整方針	<p>下水道事業の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 下水道に関する事業については，現行のとおり新市に引き継ぎ，合併後，速やかに事業計画を策定し事業の推進を図る。</li><li>2 下水道使用料については，現行のとおり新市に引き継ぎ，段階的に調整し，合併後 5 年以内に統一料金とする。また，農業集落排水事業に係る使用料については合併後 5 年以内に公共下水道との整合性を図る。 なお，徴収業務については上水道の料金徴収と合わせて行うよう合併時まで調整する。</li><li>3 下水道事業受益者負担金（分担金）については，現行のとおり新市に引き継ぎ，合併後 5 年以内に算定基準の統一を図る。また，前納報奨金制度については合併後 5 年以内に廃止する。 なお，負担金の減免，督促手数料，延滞金については石巻市の例により合併時に統一する。</li><li>4 普及促進対策に係る助成制度については，既存の制度等を再編し，合併時に新たな制度として創設する。 なお，各種工事費の補助制度については現行のとおり新市に引き継ぐ。</li><li>5 排水設備工事指定店の指定手数料については石巻市，牡鹿町の例により合併時に統一する。</li></ol>

平成 年 月 日（確認・継続協議）

石巻地域合併協議会

協定項目番号	25-25	協定項目の名称	下水道事業の取扱い
調整方針	<p>下水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1 下水道に関する事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、速やかに事業計画を策定し事業の推進を図る。</p> <p>2 下水道使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、段階的に調整し、合併後5年以内に統一料金とする。また、農業集落排水事業に係る使用料については合併後5年以内に公共下水道との整合性を図る。</p> <p>なお、徴収業務については上水道の料金徴収と合わせて行うように合併時まで調整する。</p> <p>3 下水道事業受益者負担金(分担金)については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後5年以内に算定基準の統一を図る。また、前納報奨金制度については合併後5年以内に廃止する。</p> <p>なお、負担金の減免、督促手数料、延滞金については石巻市の例により合併時に統一する。</p>		

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
1 下水道に関すること	<p>(1) 公共下水道事業</p> <p>【石巻市流域関連公共下水道】 認可期間 平成3年度～平成20年度 ・汚水 計画面積 779ha 計画人口 42,400人 計画汚水量 23,320m<sup>3</sup>/日 ・雨水 計画面積 665ha 排水ポンプ場 3箇所</p>	<p>【河北町単独公共下水道】 認可期間 平成7年度～平成15年度 ・汚水 計画面積 49ha 計画人口 2,090人 計画汚水量 780m<sup>3</sup>/日 ・雨水 計画面積 70ha 排水ポンプ場 1箇所</p>	該当なし	<p>【河南町流域関連公共下水道】 認可期間平成12年度～平成18年度 ・汚水 計画面積 395ha 計画人口 8,180人 計画汚水量 4,108m<sup>3</sup>/日</p>
	<p>(2) 特定環境保全公共下水道事業</p> <p>該当なし</p>	該当なし	<p>【雄勝町特定環境保全公共下水道】 認可期間平成12年度～平成18年度 ・汚水 計画面積 57ha 計画人口 2,100人 計画汚水量 800m<sup>3</sup>/日</p>	該当なし

## 協議事項調整内容総括表

専門部会名	建設部会	分科会名	下水道分科会
<p>4 普及促進対策に係る助成制度については、既存の制度等を再編し、合併時に新たな制度として創設する。          なお、各種工事費の補助制度については現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>5 排水設備工事指定店の指定手数料については石巻市、牡鹿町の例により合併時に統一する。</p>			

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
該当なし	該当なし	該当なし	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、速やかに事業計画を策定し事業の推進を図る。</p>
<p>【桃生町流域関連特定環境保全公共下水道】            認可期間平成8年度～平成20年度            ・汚水            計画面積 149ha            計画人口 2,960人            計画汚水量 1,180m<sup>3</sup>/日</p>	<p>【北上町特定環境保全公共下水道】            認可期間平成8年度～平成19年度            ・汚水            計画面積 96ha            計画人口 2,600人            計画汚水量 1,130m<sup>3</sup>/日</p>	<p>【牡鹿町特定環境保全公共下水道】            認可期間平成8年度～平成17年度            ・汚水            計画面積 63ha            計画人口 2,400人            計画汚水量 1,400m<sup>3</sup>/日</p>	

石巻地域合併協議会

協定項目番号	25-25	協定項目の名称	下水道事業の取扱い
--------	-------	---------	-----------

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
1 下水道に関する事 業	(3) 農業・漁業集落排水事業 【月浦・侍浜漁港漁業集落排水】 計画人口 240人 計画戸数 48戸	【中道地区農業集落排水】 計画面積 77.1ha 計画人口 910人 計画戸数 223戸	該当なし	【鹿又地区農業集落排水】 計画面積 433.0ha 計画人口 2,700人 計画戸数 709戸 【和瀨地区農業集落排水】 計画面積 48.2ha 計画人口 2,000人 計画戸数 385戸 【本町地区農業集落排水】 計画面積 26.0ha 計画人口 840人 計画戸数 183戸 【定川地区農業集落排水】 計画面積 129.0ha 計画人口 2,120人 計画戸数 457戸 【笈入地区農業集落排水】 計画面積 99ha 計画人口 1,850人 計画戸数 412戸
	(4) 浄化槽市町村整備推進事業	該当なし	該当なし	該当なし
2 下水道使用料に関する事 業	(1) 下水道使用料 【流域関連公共下水道】 ・基本使用料(1ヶ月) 10 <sup>3</sup> まで 1,200円 ・従量使用料(1 <sup>3</sup> につき) 11~50 <sup>3</sup> まで 160円 51~200 <sup>3</sup> まで 200円 201~500 <sup>3</sup> まで230円 501 <sup>3</sup> ~ 250円	【単独公共下水道】 ・基本使用料(1ヶ月) 10 <sup>3</sup> まで 1,400円 ・従量使用料(1 <sup>3</sup> につき) 11~30 <sup>3</sup> まで 140円 31~60 <sup>3</sup> まで 150円 61~100 <sup>3</sup> まで165円 101~200 <sup>3</sup> まで180円 201 <sup>3</sup> ~ 195円	該当なし (平成18年度制定予定)	【流域関連公共下水道】 ・基本使用料(1ヶ月) 10 <sup>3</sup> まで 1,200円 ・従量使用料(1 <sup>3</sup> につき) 11~20 <sup>3</sup> まで 140円 21~50 <sup>3</sup> まで 160円 51~200 <sup>3</sup> まで 170円 201 <sup>3</sup> ~ 190円 【農業集落排水事業】 (一般家庭) ・世帯割額(1ヶ月) 1,498円 ・世帯員割額(1人につき) 392円 (事業所等) ・基本使用料(1ヶ月) 10 <sup>3</sup> まで 1,498円 ・従量使用料(1 <sup>3</sup> につき) 11 <sup>3</sup> ~ 161円

## 協議事項調整内容総括表

専門部会名	建設部会	分科会名	下水道分科会
況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
該当なし	該当なし	該当なし	
該当なし	<p>【浄化槽市町村整備推進事業】</p> <p>事業実施期間 平成14年度～平成24年度</p> <p>・合併処理浄化槽設置 440基</p> <p style="padding-left: 20px;">5人槽 36基</p> <p style="padding-left: 20px;">7人槽 346基</p> <p style="padding-left: 20px;">10人槽 52基</p>	該当なし	
該当なし (平成16年度制定予定)	<p>【特定環境保全公共下水道】</p> <p>【浄化槽市町村整備推進事業】</p> <p>・基本使用料(1ヶ月) 10m<sup>3</sup>まで 1,400円</p> <p>・従量使用料(1m<sup>3</sup>につき) 11m<sup>3</sup>～ 150円</p>	<p>【特定環境保全公共下水道】</p> <p>・基本使用料(1ヶ月) 10m<sup>3</sup>まで 1,200円</p> <p>・従量使用料(1m<sup>3</sup>につき) 11～20m<sup>3</sup>まで 120円</p> <p style="padding-left: 20px;">21～50m<sup>3</sup>まで 130円</p> <p style="padding-left: 20px;">51～200m<sup>3</sup>まで 140円</p> <p style="padding-left: 20px;">201m<sup>3</sup>～ 160円</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、段階的に調整し、合併後5年以内に統一料金とする。また、農業集落排水事業に係る使用料については合併後5年以内に公共下水道との整合性を図る。</p> <p>なお、徴収業務については上水道の料金徴収と合わせて行うよう合併時まで調整する。</p>

石巻地域合併協議会

協定項目番号	25-25	協定項目の名称	下水道事業の取扱い
--------	-------	---------	-----------

項目	現				
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	
2 下水道使用料に関する事 こと	(2)使用水量算定方法	1) 上水道のみ使用 ・上水道使用量  2) 上水道以外(井戸水等) ①メーター器あり ・使用水量 ②メーター器なし ・認定基準水量 3) 上水道、上水道以外併用 ・上水道の使用量と認定基準水量の合算	1) 上水道のみ使用 ・上水道使用量の8割  2) 上水道以外(井戸水等) ①メーター器あり ・使用水量 ②メーター器なし ・認定基準水量 3) 上水道、上水道以外併用 ・上水道の使用量と認定基準水量の合算	該当なし (平成18年度制定予定)	1) 上水道のみ使用 ・上水道使用量  2) 上水道以外(井戸水等) ①メーター器あり ・使用水量 ②メーター器なし ・認定基準水量 3) 上水道、上水道以外併用 ・上水道の使用量と認定基準水量の合算
	(3)使用水量認定方法	・使用者の構成人員, 業態, 水の使用状況その他の事情を勘案して認定水量とする。	・一人につき 4m <sup>3</sup> ・浴槽一個につき 4m <sup>3</sup> ・大便器1個につき3m <sup>3</sup> ・小便器1個につき1m <sup>3</sup> ・大小両用便器1個につき 4m <sup>3</sup>	該当なし (平成18年度制定予定)	・一人につき 4m <sup>3</sup> ・浴槽一個につき 4m <sup>3</sup> ・大便器1個につき3m <sup>3</sup> ・小便器1個につき1m <sup>3</sup> ・大小両用便器1個につき 4m <sup>3</sup>
	(4)月の中途中において使用開始, 休止, 廃止, 再開した場合の使用料	・一使用月分の算出額	・使用者の人数及び使用日数の区分等を勘案して算出した額	該当なし (平成18年度制定予定)	・一使用月分の算出額
	(5)使用料の徴収	・毎月徴収	・毎月徴収	該当なし (平成18年度制定予定)	・毎月徴収
	3 受益者負担金(分担金)に関する事 こと	(1) 公共下水道事業	【都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例】 ・負担区の区分に応じ1m <sup>2</sup> 当たりの金額に地積を乗じた額 第1負担区1m <sup>2</sup> 当たり 190円 第2負担区1m <sup>2</sup> 当たり 300円 第3負担区1m <sup>2</sup> 当たり 360円	【下水道受益者負担金に関する条例】 ・基本額と地積割額に地積を乗じた額の合計 個人(一戸) 基本額 80,000円 地積割額 200円/m <sup>2</sup> 限度額 300,000円 法人(一法人) 基本額 240,000円 地積割額 200円/m <sup>2</sup> 限度額1,500,000円	該当なし
(2) 特定環境保全公共下水道事業		該当なし	該当なし	該当なし (平成18年度制定予定)	該当なし
(3) 農業・漁業集落排水事業		該当なし	該当なし	該当なし	【農業集落排水事業分担金条例】 ・鹿又, 本町, 和渕地区 一戸当たり25,000円 ・笈入, 定川地区 一戸当たり30,000円
(4) 浄化槽市町村整備推進事業		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

## 協議事項調整内容総括表

専門部会名	建設部会	分科会名	下水道分科会
況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
該当なし (平成16年度制定予定)	1) 上水道のみ使用 ・上水道使用量  2) 上水道以外(井戸水等) ①メーター器あり ・使用水量 ②メーター器なし ・認定基準水量 3) 上水道、上水道以外併用 ・上水道の使用量と認定基準水量の合算	1) 上水道のみ使用 ・上水道使用量  2) 上水道以外(井戸水等) ①メーター器あり ・使用水量 ②メーター器なし ・認定基準水量 3) 上水道、上水道以外併用 ・上水道の使用量と認定基準水量の合算	
該当なし (平成16年度制定予定)	・一人につき 4 m <sup>3</sup> ・浴槽一個につき 4 m <sup>3</sup> ・大便器1個につき3 m <sup>3</sup> ・小便器1個につき1 m <sup>3</sup>	・使用者の使用の態様を勘案して認定水量とする。	
該当なし (平成16年度制定予定)	・使用水量5 m <sup>3</sup> 以下のときは、基本使用料の2分の1 ・使用水量5 m <sup>3</sup> 以上のときは、一使用月分の算出額	・一使用月分の算出額	
該当なし (平成16年度制定予定)	・毎月徴収	・毎月徴収	
該当なし	該当なし	該当なし	
該当なし (平成16年度制定予定)	【下水道受益者負担金に関する条例】 ・個人及び法人 150,000円	【下水道受益者負担金条例】 ・一戸当たり 60,000円	
該当なし	該当なし	該当なし	
該当なし	【下水道受益者負担金に関する条例】 ・個人及び法人 150,000円	該当なし	

石巻地域合併協議会

協定項目番号	25-25	協定項目の名称	下水道事業の取扱い
--------	-------	---------	-----------

項目	現				
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	
3 受益者負担金 (分担金)に関する こと	(5)賦課	【流域関連公共下水道】 下水道供用開始区域 に対して翌年度賦課	【単独公共下水道】 下水道供用開始区域 に対して賦課	該当なし (平成18年度制定予定)	【流域関連公共下水道】 下水道供用開始区域 に対して賦課 【農業集落排水事業】 排水設備新設の承認 申請をした者
		負担金額に応じて、5 年を超えない期間で分 割し、さらに1年を4期 に分けて徴収する。 4千円未満 1年 1期 4千円以上1万5千円未満 1年 4期 1万5千円以上3万円未満 3年 12期 3万円以上 5年 20期	負担金額は、5年で 分割し、さらに1年を4 期に分けて徴収する。	該当なし (平成18年度制定予定)	原則負担金は一括納 付。 ただし、受益者から分 割納付の申し出があっ た場合で、その理由を 相当と認めるときは、2 年に分割して徴収でき る。
		一括納付による前納 報奨金制度なし。	一括納付による前納 報奨金制度あり。 報奨金 負担金の全 額を初年度の第1期の 納期まで納付したとき は、その金額の5%に 相当する額	該当なし (平成18年度制定予定)	一括納付による前納 報奨金制度なし。
		【負担金の猶予】 受益者が当該負担 金を納付することが困 難であり、かつ、その現 に所有し、又は地上権 等を有する土地等の状 況により、徴収を猶予 することが徴収上有利 であると認められる。 ・ 農地及びこれに準 ずる土地については、 宅地転用許可の日ま で徴収を猶予する。 ・ 係争地に係る土地 については、判決等係 争事由が解決するまで 徴収を猶予する。	【負担金の猶予】 受益者が当該負担 金を納付することが困 難であり、かつ、その現 に所有し、又は地上権 等を有する土地等の状 況により、徴収を猶予 することが徴収上有利 であると認められる。 ・ 農地及びこれに準 ずる土地については、 宅地転用許可の日ま で徴収を猶予する。 ・ 係争地に係る土地 については、判決等係 争事由が解決するまで 徴収を猶予する。	該当なし (平成18年度制定予定)	【負担金の猶予】 (流域関連公共下水 道) ・ 農地及びこれに準 ずる土地以外の土地 で、住宅等が建築され ていない土地について は、住宅等が建築され るまで徴収を猶予す る。 ・ 農地及びこれに準 ずる土地については、 宅地転用許可の日ま で徴収を猶予する。 ・ 係争地に係る土地 については、判決等係 争事由が解決するまで 徴収を猶予する。
		・ その他市長が特に 必要と認めた土地につ いては、市長が認定す る期間まで徴収を猶予 する。	・ その他町長が特に 必要と認めた土地につ いては、町長が認定す る期間まで徴収を猶予 する。		・ その他町長が特に 必要と認めた土地につ いては、市長が認定す る期間まで徴収を猶予 する。

## 協議事項調整内容総括表

専門部会名	建設部会	分科会名	下水道分科会
-------	------	------	--------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
該当なし (平成16年度制定予定)	【特定環境保全公共下水道】 下水道供用開始区域に対して翌年度賦課	【特定環境保全公共下水道】 下水道供用開始区域に対して翌年度賦課	
該当なし (平成16年度制定予定)	負担金額は受益者の申告により、一括納付と分割がある。 分割納付の場合は5年間の納期を、1年を4期に分けて徴収する。	負担金額は、3年で分割し、さらに1年を4期に分けて徴収する。	
該当なし (平成16年度制定予定)	一括納付による前納報奨金制度あり。 報奨金 負担金の全額を初年度の第1期の納期まで納付したときは、その金額の5%に相当する額	一括納付による前納報奨金制度なし。	
該当なし (平成16年度制定予定)	【負担金の猶予】 受益者が負担金を納入することが困難であり、かつ、所有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められたとき。 ・ 農地及びこれに準ずる土地については、宅地転用許可の日まで徴収を猶予する。 ・ 係争地に係る土地については、判決等係争事由が解決するまで徴収を猶予する。 ・ 受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気又は負傷により長期療養を必要とするときについては、町長が認定する期間まで徴収を猶予する。 ・ その他町長が特に必要と認めた土地については、町長が認定する期間まで徴収を猶予する。	【負担金の猶予】 受益者が現に所有し、又は権利等を有する土地の態様により徴収を猶予することが徴収上有利であると認められたとき。 ・ 農地及びこれに準ずる土地については、宅地転用許可の日まで徴収を猶予する。 ・ 係争地に係る土地については、判決等係争事由が解決するまで徴収を猶予する。 ・ 受益者が病気又は事故等の負傷により長期療養を必要とするときについては、町長が認定する期間まで徴収を猶予する。 ・ その他町長が特に必要と認めた土地については、町長が認定する期間まで徴収を猶予する。	

石巻地域合併協議会

協定項目番号	25-25	協定項目の名称	下水道事業の取扱い
--------	-------	---------	-----------

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
3 受益者負担金（分担金）に関すること (5) 賦課	<p>【負担金の猶予】</p> <p>受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められたとき、又はその他市長が特に必要と認めるときは、2年以内の期間で徴収を猶予する。</p>	<p>【負担金の猶予】</p> <p>受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められたとき、又はその他町長が特に必要と認めるとき。</p>	<p>該当なし (平成18年度制定予定)</p>	<p>【負担金の猶予】 (流域関連公共下水道及び農業集落排水事業)</p> <p>受益者について災害、盗難その他の理由により、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められたときは、負担金の徴収を猶予することができる。</p>
	<p>【負担金の減免】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国又は地方公共団体が公用に供し又は供することを予定している土地にかかる受益者</li> <li>・ 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地にかかる受益者</li> <li>・ 国又は地方公共団体の用に供することを予定している土地にかかる受益者</li> <li>・ 公の生活扶助を受けている受益者 その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者</li> <li>・ 事業のために土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者</li> </ul>	<p>【負担金の減免】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国又は地方公共団体が公共の用に供し、又は供することを予定している土地については負担金を徴収しないものとする。</li> <li>・ 国又は地方公共団体が公用に供し又は供することを予定している土地にかかる受益者</li> <li>・ 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地にかかる受益者</li> <li>・ 公の生活扶助を受けている共益者 その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者</li> <li>・ 事業のために土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者</li> </ul>	<p>該当なし (平成18年度制定予定)</p>	<p>【負担金の減免】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国又は地方公共団体が公共の用に供し、又は供することを予定しているもの</li> <li>・ 国及び地方公共団体がその企業の用に供しているもの</li> <li>・ 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定しているもの</li> <li>・ 公の生活扶助を受けている共益者 その他これに準ずる特別の事情があると認められるもの</li> <li>・ 前段で掲げるもののほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められるもの</li> </ul>
	<p>【督促手数料】</p> <p>なし</p>	<p>【督促手数料】</p> <p>督促状1通につき 200円</p>	<p>該当なし (平成18年度制定予定)</p>	<p>【督促手数料】</p> <p>督促状1通につき 100円</p>
	<p>【延滞金】</p> <p>年14.5%</p>	<p>【延滞金】</p> <p>年14.6%</p>	<p>該当なし (平成18年度制定予定)</p>	<p>【延滞金】</p> <p>年10.95%</p>

## 協議事項調整内容総括表

専門部会名	建設部会	分科会名	下水道分科会
況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
該当なし (平成16年度制定予定)	<b>【負担金の猶予】</b>  災害、盗難その他の事故が生じたことにより、分担金の納付が困難で、徴収を猶予することがやむを得ないと認められたとき。	<b>【負担金の猶予】</b>  受益者が災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められたとき。	
該当なし (平成16年度制定予定)	<b>【分担金の減免】</b> ・ 国又は地方公共団体が公用に供し又は供することを予定している土地については、負担金を徴収しないものとする ・ 国又は地方公共団体が公共に供し又は供することを予定している土地にかかる受益者  ・ 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地にかかる受益者 ・ 公の生活扶助を受けている受益者 その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者 ・ 事業のために土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者 ・ 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者	<b>【負担金の減免】</b> ・ 国又は地方公共団体が公用に供し又は供することを予定している土地については、負担金を徴収しないものとする ・ 国又は地方公共団体が公共に供し又は供することを予定している土地にかかる受益者  ・ 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地にかかる受益者 ・ 公の生活扶助を受けている受益者 その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者 ・ 事業のために土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者 ・ 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者	
該当なし (平成16年度制定予定)	<b>【督促手数料】</b> あり	<b>【督促手数料】</b> なし	
該当なし (平成16年度制定予定)	<b>【延滞金】</b> 年14.6%	<b>【延滞金】</b> 年14.6%	

石巻地域合併協議会

協定項目番号	25-25	協定項目の名称	下水道事業の取扱い
--------	-------	---------	-----------

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
<p>4 普及促進対策に係る助成制度</p> <p>(1)公費による私道の整備対策</p>	<p>【石巻市私道内公共下水道設置要綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置基準及び条件</li> <li>・既に下水道管が埋設されている,公道または私道に接続されていること。</li> <li>・下水道管の設置が支障なく施行できる私道であること。</li> <li>・設置した下水道管を利用できる家屋が原則として2戸以上であること。</li> <li>・私道の所有者または,その他の権利を持つ者全員が下水道管の設置に承諾していること。</li> <li>・設置した下水道管に維持管理上支障となるような行為を行わない承諾をすること。</li> <li>・下水道管の工事完了後,原則として,利用可能戸数の全戸が速やかに排水設備の設置を行うこと。</li> </ul>	<p>【河北町私道内公共下水道設置要綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置基準及び条件</li> <li>・現に通行の用に供されていること。</li> <li>・私道の一端が公共下水道の設置されている公道に接続されていること。</li> <li>・私道の幅員は1.8m以上で公共下水道を設置し管理するのに支障がないこと。</li> <li>・公共下水道を利用する家屋の数が2戸以上であること。</li> <li>・公共下水道工事完了後,全戸が排水設備の設置を行うものであること。</li> <li>・私道の所有者または,その他これに準ずる権利を有する者,全員が公共下水道設置及び維持管理上支障となる制限を加えない旨の承諾していること。</li> <li>・私道の所有権,その他これに準ずる権利の譲渡に当たって,前号に規定する要件を新たな権利者に引き継がれることと承諾していること。</li> <li>・私道の使用期間は,下水道の存置期間中とし,使用料は無償であること。</li> <li>・その他,町長が必要とする要件を備えていること。</li> </ul>	<p>該当なし</p>	<p>【河南町私道内公共下水道設置要綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置基準及び条件</li> <li>・既に下水道管が埋設されている,公道または私道に接続されていること。</li> <li>・下水道管の設置が支障なく施行できる私道であること。</li> <li>・設置した下水道管を利用できる家屋が原則として2戸以上であること。</li> <li>・私道の所有者または,その他の権利を持つ者全員が下水道管の設置に承諾していること。</li> <li>・設置した下水道管に維持管理上支障となるような行為を行わない承諾をすること。</li> <li>・下水道管の工事完了後,原則として,利用可能戸数の全戸が速やかに排水設備の設置を行うこと。</li> </ul>

## 協議事項調整内容総括表

専門部会名	建設部会	分科会名	下水道分科会
況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
該当なし	<p>〔北上町私道内公共下水道設置要綱〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置基準及び条件</li> <li>・現に通行の用に供されていること。</li> <li>・私道の一端が公共下水道の設置されている公道に接続されていること。</li> <li>・私道の幅員は1.8m以上で公共下水道を設置し管理するのに支障がないこと。</li> <li>・公共下水道を利用する家屋の数が2戸以上であること。</li> <li>・公共下水道工事完了後、全戸が排水設備の設置を行うものであること。</li> <li>・私道の所有者または、その他これに準ずる権利を有する者、全員が公共下水道設置及び維持管理上支障となる制限を加えない旨の承諾していること。</li> <li>・私道の所有権、その他これに準ずる権利の譲渡に当たって、前号に規定する要件を新たな権利者に引き継がれることと承諾していること。</li> <li>・私道の使用期間は、下水道の存置期間中とし、使用料は無償であること。</li> <li>・その他、町長が必要とする要件を備えていること。</li> </ul>	<p>〔牡鹿町私道内公共下水道設置要綱〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置基準及び条件</li> <li>・既に下水道管が埋設されている、公道または私道に接続されていること。</li> <li>・下水道管の設置が支障なく施行できる私道であること。</li> <li>・設置した下水道管を利用できる家屋が原則として2戸以上であること。</li> <li>・私道の所有者または、その他の権利を持つ者全員が下水道管の設置に承諾していること。</li> <li>・設置した下水道管に維持管理上支障となるような行為を行わない承諾をすること。</li> <li>・下水道管の工事完了後、原則として、利用可能戸数の全戸が速やかに排水設備の設置を行うこと。</li> </ul>	<p>既存の制度等を再編し、合併時に新たな制度として創設する。</p> <p>なお、各種工事費の補助制度については現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>

石巻地域合併協議会

協定項目番号	25-25	協定項目の名称	下水道事業の取扱い
--------	-------	---------	-----------

項目	現				
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	
4 普及促進対策に係る助成制度	(2)融資斡旋及び利子補給制度	<p>【融資額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一戸につき70万円以内</li> <li>(工事費の額以内で1万円単位)</li> <li>ただし公共ますから最下流会合ます等までの布設延長が30mを超え、かつ改造資金が70万円を超えるものについては、布設延長が30mを超えた部分の布設に要すると認められる額を30万円以内で加算。</li> </ul> <p>【利率】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1.5%</li> <li>(4月1日現在の長期プライムレート, 10月1日現在で乖離が0.5%以上になった場合は変更)</li> </ul> <p>【融資日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・随時</li> </ul> <p>【返済日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月7日</li> </ul> <p>【返済方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元金均等償還</li> </ul> <p>融資額 償還回数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>15万円以下 18回以内</li> <li>16万円～20万円 24回以内</li> <li>21万円～30万円 36回以内</li> <li>31万円以上 48回以内</li> </ul> <p>【利子補給】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利子の全額を市から4半期毎に金融機関に直接補給する。</li> </ul>	<p>【融資額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一戸につき80万円以内</li> </ul> <p>限度額は排水設備工事費が80万円を超える場合は80万円とし80万円未満の場合には排水設備工事費額とする。</p> <p>【利率】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(4月1日現在の長期プライムレート, 10月1日現在で乖離が0.5%以上になった場合は変更)</li> </ul> <p>【融資日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・随時</li> </ul> <p>【返済方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元金均等償還</li> </ul> <p>融資額 償還回数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>30万円以下 24回以内</li> <li>30万円超～60万円以下 36回以内</li> <li>60万円超～80万円以下 48回以内</li> <li>80万円超～100万円以下 60回以内</li> <li>100万円超～200万円以下 60回以内</li> </ul> <p>【利子補給】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利子の全額を町から4半期毎に金融機関に直接補給する。</li> </ul>	該当なし	<p>【融資額あっせん額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一戸につき100万円までアパート等は200万円まで</li> <li>(工事費は額以内で1万円単位)</li> </ul> <p>【利率】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(4月1日現在の長期プライムレート, 10月1日現在で乖離が0.5%以上になった場合は変更)</li> </ul> <p>【融資日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・随時</li> </ul> <p>【返済方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元金均等償還</li> </ul> <p>融資額 償還回数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>30万円以下 24回以内</li> <li>30万円超～60万円以下 36回以内</li> <li>60万円超～80万円以下 48回以内</li> <li>80万円超～100万円以下 60回以内</li> <li>100万円超～200万円以下 60回以内</li> </ul>
	(3)生活扶助世帯への補助制度	【石巻市生活扶助世帯に対する水洗便所等設置費補助金交付要綱】	【河北町生活扶助世帯に対する水洗便所等設置費補助金交付要綱】	該当なし	【河南町生活扶助世帯に対する水洗便所等設置費補助金交付要綱】

## 協議事項調整内容総括表

専門部会名	建設部会	分科会名	下水道分科会
況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
該当なし	<p>【融資額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一戸につき60万円以内</li> <li>(工事費は額以内で1万円単位)</li> </ul> <p>【利率】</p> <p>(4月1日現在の長期プライムレート, 10月1日現在で乖離が0.5%以上になった場合は変更)</p> <p>【融資日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・随時</li> </ul> <p>【返済方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元金均等償還</li> <li>融資額 償還回数 60万円以下</li> <li style="padding-left: 20px;">毎月1万円</li> </ul> <p>【利子補給】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利子の全額を町から4半期毎に金融機関に直接補給する。</li> </ul>	<p>【融資額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一戸につき70万円以内</li> </ul> <p>【利率】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町が全額補給</li> <li>(4月1日現在の長期プライムレート, 10月1日現在で乖離が0.5%以上になった場合は変更)</li> </ul> <p>【融資日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・随時</li> </ul> <p>【返済方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元金均等償還</li> <li>融資額 償還回数 36ヶ月以内</li> </ul> <p>【利子補給】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利子の全額を町から4半期毎に金融機関に直接補給する。</li> </ul>	
該当なし	<p>【北上町生活扶助世帯に対する水洗便所等設置費補助金交付要綱】</p>	該当なし	

石巻地域合併協議会

協定項目番号	25-25	協定項目の名称	下水道事業の取扱い
--------	-------	---------	-----------

項目	現				
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	
4 普及促進 対策に係る 助成制度	(4)私道内排水設備設置 工事費補助	該当なし	[河北町私道内排水設備 設置工事費補助金交付 要綱] ・目的 公共下水道区域内に おいて、公共汚水ますか ら宅地までの私道に設置 する排水設備設置工事 費の補助金を交付するこ とにより、受益者の負担の 公平を図る。 ・補助対象私道 (1)現に通行の用に供 されていること (2)私道の一端が公共 下水道の設置されている 公道に接続していること (3)私道の幅員は1.8m 以上であること (4)私道の排水設備と 併せて、住宅等の排水設 備の設置を行うものでは あること ・補助金の額 (1)排水設備工事区間 1mにつき1万円以内とし 実績額が1万円を超え るときは1万円とする (2)工事の方法、工事 見積額等により町長が認 める額	該当なし	該当なし
	(5)浄化槽撤去費補助	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

## 協議事項調整内容総括表

専門部会名	建設部会	分科会名	下水道分科会
況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>該当なし</p>	<p>[北上町私道内排水設備設置工事費補助金交付要綱]</p> <p>・目的 公共下水道区域内において、公共汚水ますから宅地までの私道に設置する排水設備設置工事費の補助金を交付することにより、受益者の負担の公平を図る。</p> <p>・補助対象私道 (1)現に通行人の用に供されていること (2)私道の一端が公共下水道の設置されている公道に接続していること (3)私道の幅員は1.8m以上であること (4)私道の排水設備と併せて、住宅等の排水設備の設置を行うものであること</p> <p>・補助金の額 (1)排水設備工事区間1mにつき1万円以内とし実績額が1万円を超えるときは1万円とする (2)工事の方法、工事見積額等により町長が認める額</p>	<p>該当なし</p>	
<p>該当なし</p>	<p>[北上町浄化槽撤去補助金交付要綱]</p> <p>・目的 公共下水道区域内及び町が主体となって設置した合併処理浄化槽に排水設備設置工事を行う場合、既存の単独浄化槽(合併含む)撤去費に補助金を交付することにより水洗化の向上を図る。</p> <p>・補助対象 (1)維持管理業者等により適切に管理されている浄化槽 (2)排水設備工事と併せて浄化槽の撤去若しくは廃止とされる浄化槽</p> <p>・補助金の額 補助金の額は、30,000円</p>	<p>該当なし</p>	

石巻地域合併協議会

協定項目番号	25-25	協定項目の名称	下水道事業の取扱い
--------	-------	---------	-----------

項目	現				
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	
4 普及促進対策に係る助成制度	(6)排水ポンプ設置補助	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	(7)排水設備設置補助				
5 排水設備設置工事指定店指定手数料	(1)工事指定店指定手数料 (1件あたり)	・新規 20,000円 ・更新 10,000円 ・変更 5,000円	・新規 20,000円 ・更新 10,000円	該当なし	・新規 20,000円 ・更新 10,000円
	(2)責任技術者登録手数料 (1件あたり)	・新規 3,000円 ・更新 2,000円 ・変更 1,000円	・新規 3,000円 ・更新 2,000円	該当なし	・新規 2,000円 ・更新 2,000円

# 協議事項調整内容総括表

専門部会名	建設部会	分科会名	下水道分科会
況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
該当なし	該当なし	<p>【牡鹿町排水設備排水ポンプ設置補助要綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 処理区域内で下水道排水設備設置工事をしようとする者に対し、排水設備排水ポンプ等の設置補助することにより水洗便所等の普及促進と環境衛生の向上を図る。</li> <li>・補助対象 公示された日から3年以内に公共下水道に接続しようとする者で、排水ポンプを設置しなければ下水を排水できないもの。</li> <li>・補助の額 一戸につき20万円以内。</li> </ul>	
	<p>【北上町合併処理浄化槽排水設備設置工事費補助金交付要綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 町が設置する合併処理浄化槽において、浄化槽に流入及び流出させるために設置する排水設備設置工事費の補助金を交付することにより、受益者の負担の公平を図る。</li> <li>・補助対象となる排水設備 (1)流入及び流出側の総延長40mを超える排水設備 (2)工作物、高低差等があり、多額な工事費がかかる排水設備工事 (3)その他、町長が特に認めた排水設備工事</li> <li>・補助金の額 (1)排水設備工事区間1mにつき1万円以内とし実績額が1万円を超えるときは1万円とする (2)工事の方法、工事見積額等により町長が認める額</li> </ul>		
該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規 20,000円</li> <li>・更新 10,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規 20,000円</li> <li>・更新 10,000円</li> <li>・変更 5,000円</li> </ul>	石巻市，牡鹿町の例により合併時に統一する
該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規 3,000円</li> <li>・更新 2,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規 3,000円</li> <li>・更新 2,000円</li> <li>・変更 1,000円</li> </ul>	

## 別紙(1)

## 下水道使用料金試算表(参考資料)

使用量	市町名	基本料金	従量使用料(m3)×従量単価(円)	消費税	下水道使用料金合計	改定予定時期
10m <sup>3</sup> まで (12.5m <sup>3</sup> )	石巻市	1,200		60	1,260	H16改定予定
	河北町	1,400		70	1,470	
	雄勝町	該当なし				H18制定予定
	河南町	1,200		60	1,260	
	桃生町	該当なし				H16制定予定
	北上町	1,400		70	1,470	
	牡鹿町	1,200		60	1,260	
20m <sup>3</sup> まで (25m <sup>3</sup> )	石巻市	1,200	(20-10)×160	140	2,940	
	河北町	1,400	(20-10)×140	140	2,940	
	雄勝町	該当なし				
	河南町	1,200	(20-10)×140	130	2,730	
	桃生町	該当なし				
	北上町	1,400	(20-10)×150	145	3,045	
	牡鹿町	1,200	(20-10)×120	120	2,520	
30m <sup>3</sup> まで (37.5m <sup>3</sup> )	石巻市	1,200	(30-10)×160	220	4,620	
	河北町	1,400	(30-10)×140	210	4,410	
	雄勝町	該当なし				
	河南町	1,200	(20-10)×140+(30-20)×160	210	4,410	
	桃生町	該当なし				
	北上町	1,400	(30-10)×150	220	4,620	
	牡鹿町	1,200	(20-10)×120+(30-20)×130	180	3,885	
40m <sup>3</sup> まで (50m <sup>3</sup> )	石巻市	1,200	(40-10)×160	300	6,300	
	河北町	1,400	(30-10)×140+(40-30)×150	285	5,985	
	雄勝町	該当なし				
	河南町	1,200	(20-10)×140+(40-20)×160	290	6,090	
	桃生町	該当なし				
	北上町	1,400	(40-10)×150	295	6,195	
	牡鹿町	1,200	(20-10)×120+(40-20)×130	250	5,250	
50m <sup>3</sup> まで (62.5m <sup>3</sup> )	石巻市	1,200	(50-10)×160	380	7,980	
	河北町	1,400	(30-10)×140+(50-30)×150	360	7,560	
	雄勝町	該当なし				
	河南町	1,200	(20-10)×140+(50-20)×160	370	7,770	
	桃生町	該当なし				
	北上町	1,400	(50-10)×150	370	7,770	
	牡鹿町	1,200	(20-10)×120+(50-20)×130	310	6,610	

※( )は河北町の使用水量算定を加味した水量

別紙（２）

受益者負担金減免基準（参考資料）

項 目	現 況 減 免 率							備 考
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	
			該当なし	なし	該当なし			
(1) 学校教育法第1条に規定する学校用地 ・小学校・中学校・高等学校・大学・幼稚園等	75	75				75	75	
(2) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉施設用地 ・母子寮・老人ホーム・保育所等	75	75				75	75	
(3) 警察法務収容施設用地 ・拘留所・婦人補導所等	75							
(4) 病院用地 ・国立病院・公立病院・これに準じる病院及び診療所	25	25				25	25	
(5) 一般庁舎用地 ・裁判所・税務署・警察署・役所等一般庁舎	50	50				50	50	
(6) 公務員宿舎用地 ・有料公務員宿舎・職員寮等	25	25				25	25	
(7) 普通財産である土地 ・国・県・市の普通財産に係る土地	0						0	
(8) 文化財保護法等により指定された文化財及び文化財保存のための施設用地 ・文化財である土地・文化財である建物その他の工作物保存のための施設用地	100	100				100	100	
(9) その他の公用財産等 ・図書館・公民館・体育施設・市民会館その他これらに準ずるもの ・共葬墓地・霊園・ゴミ集積所	75 100	75				75	75	
(10) 企業用財産となっている土地 ・国の造幣事業、印刷事業及び国有林野事業の各特別会計に属する行政財産地方公営企業法の適用を受ける事業に係る土地 ・地方公営企業法の適用を受ける事業に係る土地のうち水道用の貯水池及び送水管用地	25 100	25				25	25	
(11) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者 ・道路・公園・河川等公衆の自由使用に供されるもの	100	100				100	100	
(12) 生活保護法による保護を受けている者	100	100				100	100	

項 目	現 況 減 免 率							備 考	
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町		
(13)	事業のため土地・物件・ 労力又は金銭を提供した ・提供された土地・物 件・労力又は金銭に対応 する範囲	認定					認定	認定	
(14)	学校教育法第1条に規定 する学校で私立学校法第 3条に規定する学校法人 が設置するもので教育の 目的に直接使用している ・1の(1)に準ずる	75	75				75	75	
(15)	学校教育法第82条(2)に 規定する専修学校及び同 法第83条に規定する各種 学校の敷地 ・予備校・簿記学校・珠 算学校・看護学校・洋裁 学校等	50	75				75	75	
(16)	社会福祉法第2条に規定 する事業で同法第22条に 規定する社会福祉法人が 経営する施設用地及びこ れに類する施設用地 ・1の(2)に準ずる施設用 地児童福祉法第7条に規 定する施設用地	75	75				75	75	
(17)	宗教法人法第2条に規定 する神社・寺院・教会等 の宗教法人が同条本文に 規定する目的のために使 用する土地及びこれに類 する土地								
	・境内地 ・墓地	50 100	50 100				50 100	50 100	
(18)	地域の自治的団体が共用 に供している施設に係る ・集会所等	75	75				75	75	
(19)	消防団が所有又は使用す る消防用機具等の格納に 係る土地	100	100				100	100	
(20)	公衆用道路として使用す る私道 ・公共性のある私道で公 道に順ずると首長が認定 したもの。ただし、宅地 延長は除く	100	100				100	100	
(20)	鉄道用地								
	・踏切、駅前広場及び軌 道用地 ・駅舎及びプラットフォーム	100 25					50		
(21)	電気事業法に規定する土 地	75							
	・変電所 ・送電用鉄塔敷地	25 100							
(22)	その他事情に応じ、特に 減免する必要があると首 長が認めた土地	認定	認定				認定	認定	

## 下水道事業の取扱いについて

### 1. 提案の理由

下水道事業については、1市6町それぞれ、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業・漁業集落排水事業、浄化槽市町村整備推進事業などその事業手法・規模等に違いがありますが、住民の生活環境の改善、水質の保全、浸水の防止等を図るため、継続して実施している事業です。

各市町においては、地方公営企業等として、独立採算制を原則としているため、下水道使用料、受益者負担金(分担金)の賦課、助成制度などについては、1市6町それぞれ独自の制度を採用しています。

このため、合併の際、住民生活に影響を及ぼさないよう十分検討し、新市において制度の効率的な運用と円滑な統一について調整することが適切と考えられます。

これらを踏まえ、住民の理解を得て事業を推進するためには、新市において十分検討する必要があり当面、現行のとおり新市に引き継ぐ旨の調整方針とします。

## 2. 下水道事業に関する法令（抜粋）

下水道法（昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号）

（用語の定義）

第 2 条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは附随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。
- 2 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（屎尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。
- 3 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。
- 4 流域下水道 もっぱら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2 以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものをいう。
- 5 都市下水路 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く。）で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第 27 条の規定により指定したものをいう。
- 6 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。
- 7 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、第 9 条第 1 項の規定により公示された区域をいう。
- 8 処理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第 9 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により公示された区域をいう。

(管理)

第3条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、2以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

(事業計画の認可)

第4条 前条の規定により公共下水道を管理する者(以下「公共下水道管理者」という。)は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、国土交通大臣(政令で定める事業計画にあっては、都道府県知事。第6条において同じ。)の認可を受けなければならない。認可を受けた事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、政令で定める場合を除き、あらかじめ、保健衛生上の観点からする環境大臣の意見をきかなければならない。

(事業計画に定めるべき事項)

第5条 前条第一項の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 排水施設(これを補完する施設を含む。)の配置、構造及び能力並びに予定処理区域
- (2) 終末処理場の配置、構造及び能力又は流域下水道と接続する位置
- (3) 終末処理場以外の処理施設(これを補完する施設を含む。)を設ける場合には、その配置、構造及び能力
- (4) 工事の着手及び完成の予定年月日

2 前項の事業計画の記載方法その他その記載に関し必要な事項は、国土交通省令で定める

(使用料)

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- (1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- (2) 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- (3) 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- (4) 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

【省略】

## 浄化槽市町村整備推進事業実施要綱

### 第1 事業の目的

この事業は、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が設置主体となって戸別（共同住宅にあっては、当該共同住宅1棟をもって1戸とする。以下同じ。）の浄化槽を特定の地域を単位として整備し、し尿と雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

### 第2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、市町村とする。

### 第3 事業の内容

この事業は、生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域において、地域を単位として浄化槽の計画的な整備を図るため、市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行うのに必要な費用を助成する事業とする。

#### (1) 事業の対象となる地域

生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域とは、次のア又はイのいずれかに該当する地域であること。

ア「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成6年法律第8号）」第5条の規定に基づく都道府県計画に定められた浄化槽の整備地域

イ 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域であって、次の(ア)から(ケ)のいずれかに該当する地域であること。

(ア) 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律61号）第3条第2項に規定する指定地域であって環境大臣が適当と認める地域

(イ) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の2により指定された地域（第5次水質総量規制対象地域）であって、環境大臣が適当と認める地域

(ウ) 水質汚濁防止法第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域であって、環境大臣が適当と認める地域

(エ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条に規定する過疎地域であって、環境大臣が適当と認める地域

(オ) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村であって、環境大臣が適当と認める地域

(カ) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域内の、農業集落排水施設の処理区域周辺として環境大臣が適当と認める地域

(キ) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項に規定する自然公園地域

(ク) 浄化槽による汚水処理が経済的・効率的である地域であって、環境大臣が適当と認める地域

(ケ) 既に事業を実施している地域

【省略】

### 3. 先進事例

#### 岩国地域合併協議会

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 公共下水道事業について<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 使用料については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとする。ただし、新たな施設の供用開始や定期的な料金改定の際には、使用料の算定基準を統一する方向で調整する。</li><li>(2) 受益者負担金（分担金）については、当分の間現行のとおりとする。</li><li>(3) 水洗便所改造資金融資利子補給補助金については、合併時に制度を創設する。</li><li>(4) 水洗便所改造工事補助金については、合併時に廃止する。</li></ol></li><li>2 農業集落排水事業について<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 使用料については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</li><li>(2) 加入負担金（分担金）については、当分の間現行のとおりとする。</li></ol></li><li>3 特定地域生活排水処理事業について<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 特定地域生活排水処理事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</li></ol></li></ol> |
|--|

#### 萩広域市町村合併協議会

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 下水道整備については、現行事業計画を踏まえ、新市において計画的な整備を図る。</li><li>2 下水道使用料については、当面現行どおりとし、新市において調整する。</li><li>3 負担金（加入分担金）については、現行どおりとする。</li><li>4 水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給については、合併時において統一し実施する。ただし利子補給については、合併時において継続しているものは、現行どおりとする。</li><li>5 下水道処理施設等の専用量については、合併時に統一する。</li><li>6 合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度については、当分の間現行のどおりとし、新市において国の基準により統一する。</li></ol> |
|---|

#### 周南市（平成15年4月21日合併）

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 下水道使用料および農業集落排水施設使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</li><li>2 下水道受益者負担金制度については、現行のまま新市に引き継ぐこととするが、将来的には賦課についての検討を行うものとする。（熊毛町、鹿野町は賦課していない。）</li></ol> |
|---|

### 南アルプス市（平成15年4月1日合併）

- 1 公共下水道については、基本的には現状のまま新市に引き継ぎ、使用料や助成制度などはできるだけ統一し、住民の負担増とならないよう可能な限り調整する。
- 2 公共下水道料金については、県の指導基準を基に統一する。
- 3 芦安村だけで実施している農業集落排水事業については、現状のまま新市に引き継ぐ。
- 4 合併処理浄化槽設置補助金については、現行のまま新市に引き継ぐ。

### さぬき市（平成14年4月1日合併）

- 1 公共下水道の負担金等については、負担の公平性の原則から、適正な負担額のあり方等について検討し、新市に移行後は統一する。
- 2 公共下水道等の使用料については、合併時までに料金表を作成し、新市に移行後は統一する。ただし、累進制については適正化を図るよう検討する。
- 3 下水道排水設備工事については、新市において下水道排水設備指定工事店規則を定める。
- 4 合併処理浄化槽設置事業費の負担区分については、合併時に廃止する。  
ただし、管理事業の受託基準については、当面現行のとおりとし、負担の公平性の原則から、適正な受託料のあり方等について、新市において引き続き検討する。
- 5 合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、新たな合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を定める。
- 6 水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給については、新たな水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給に関する規則を定める。
- 7 下水道事業基金については、新市において設置する。
- 8 水道事業協力金については、新市において下水道の計画区域外からの下水道利用に係る取扱い要綱を定める。
- 9 私道における下水道の取扱いについては、新市において私道における下水道敷設要綱を定める。

## 石巻地域合併協議会住民懇談会開催要領（案）

### 1 開催趣旨

新市まちづくり計画への住民の意見・意向を反映させるために、新市の将来像、まちづくりの方向性などを骨子とした「新市まちづくり計画中間案」の概要を示し、同計画に対する意見・要望を把握するとともに、石巻地域合併協議会での協議状況を説明し、当地域における市町村合併についての住民各位の理解を深めていただくために、「石巻地域合併協議会住民懇談会」を開催する。

### 2 主 催

石巻地域合併協議会及び開催市町の共催とする。

### 3 開催日程

別紙のとおり

### 4 懇談会の内容

- (1)開会あいさつ
- (2)新市まちづくり計画中間案についての事務局説明
- (3)協定項目の協議状況についての事務局説明
- (4)懇談
- (5)その他

### 5 対 応

- (1)協議会  
開催地選出の協議会委員
- (2)開催市町  
協議会幹事、専門部会長又は部会委員

### 6 周知方法

協議会だより、協議会ホームページ、各市町での広報をはじめ、報道機関への広報依頼を積極的に行う。

### 7 資 料

- (1) 新市まちづくり計画中間案概要版
- (2) 協定項目協議状況説明資料

## 住 民 懇 談 会 日 程

期 日	1 班			2 班		
	開催地	時間帯	会 場	開催地	時間帯	会 場
11月25日	火					
11月26日	水	北上町	19:00 ~	北上町保健医療センター	桃生町	19:00 ~ 桃生町公民館
11月27日	木	北上町	19:00 ~	北上町中央公民館	桃生町	19:00 ~ 檜崎分館
11月28日	金	北上町	19:00 ~	相川生活改善センター		
11月29日	土					
11月30日	日					
12月1日	月	河南町	19:00 ~	河南町農村環境改善センター	石巻市	19:00 ~ 稲井公民館
12月2日	火	河南町	19:00 ~	広淵小学校体育館	石巻市	19:00 ~ 渡波公民館
12月3日	水					
12月4日	木					
12月5日	金	牡鹿町	13:00 ~	網地島長渡分館 荒天の場合は12/8	雄勝町	18:30 ~ 雄勝町公民館
		牡鹿町	19:00 ~	牡鹿町民体育館		
12月6日	土	河北町	19:00 ~	河北町立大谷地小学校体育館		
12月7日	日	河北町	19:00 ~	河北町親林交流館(三輪田上)		
12月8日	月	牡鹿町(網地島分) 予備日			雄勝町	18:30 ~ 大須小学校
12月9日	火	石巻市	19:00 ~	荻浜公民館		
12月10日	水	石巻市	19:00 ~	中央公民館		
12月11日	木	石巻市	19:00 ~	蛇田公民館	河北町	19:00 ~ 大川中学校体育館
12月12日	金	石巻市	18:30 ~	みなと荘	河北町	19:00 ~ 河北町総合センター(ビッグバン)
12月13日	土					
12月14日	日					
12月15日	月					
12月16日	火					
12月17日	水					
12月18日	木					
12月19日	金	石巻市	19:00 ~	釜会館(学習等共用施設)		
12月20日	土					
12月21日	日					
12月22日	月					
12月23日	火					
12月24日	水					
12月25日	木					
12月26日	金					

## 第7回 石巻地域合併協議会日程（案）

- 1 日 時 平成15年11月27日（木） 午前9時30分から
- 2 場 所 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール
- 3 報告事項
  - 報告第 号 石巻地域合併協議会第1小委員会（第3回）について
  - 報告第 号 石巻地域合併協議会第2小委員会（第5回）について
- 4 協議事項
  - 協議第 3 号の1 新市の名称について（協定項目3）について
  - 協議第 4 号の1 新市の事務所の位置（協定項目4）について
  - 協議第 6 号の1 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目8）について
  - 協議第 2 2号の1 消防防災関係事業の取扱い（協定項目25-6）について
  - 協議第 2 3号の1 障害者福祉事業の取扱い（協定項目25-11）について
  - 協議第 2 4号の1 下水道事業の取扱い（協定項目25-25）について
- 5 提案事項
  - 協議第 2 5号 町・字の区域及び名称の取扱い（協定項目18）について
  - 協議第 2 6号 慣行の取扱い（協定項目19）について
  - 協議第 2 7号 ごみ処理対策事業の取扱い（協定項目25-17）について
  - 協議第 2 8号 環境・衛生関係事業の取扱い（協定項目25-18）について
  - 協議第 2 9号 建設関係事業の取扱い（協定項目25-23）について
  - 協議第 3 0号 公立学校等の通学区域の取扱い（協定項目25-26）について
- 6 その他